当番弁護士制度 30 周年

シンポジウム

初回接見無料の当番弁護士って知っていますか？

実　施　報　告　集

2023 年 5 月 13 日（土）13 時～　コルソホール

主催／埼玉弁護士会

当番弁護士制度 30 周年

シンポジウム

初回接見無料の当番弁護士って知っていますか？

2023
5/13(土)

13：00 開場
13：30 開演
16：30 閉演

会場 浦和コルソホール
（浦和駅西口徒歩１分 コルソ7階）

参加費 無料（予約不要）

基調報告

当番弁護士制度の現状

埼玉弁護士会　長沼正敏

基調講演

当番弁護士の活動成果
電車内痴漢えん罪の無罪報告

東京弁護士会　安田隆彦

パネルディスカッション

当番弁護士制度の展望（勾留阻止、黙秘助言、取調べの可視化）

パネラー　東京弁護士会 安田隆彦、埼玉弁護士会 工藤啓介（元検事）
コーディネーター　埼玉弁護士会　長沼正敏

お問い合わせ｜埼玉弁護士会　☎048-863-5255

※基調講演は映画「それでもボクはやってない」のモデルになった事件です

当番弁護士とは？

各地の弁護士会が運営主体となり、毎日担当の当番を決め、被疑者等からの依頼により、被疑者の留置・勾留されている場所に弁護士が出向き、初回無料で、面会の上、相談に応じる制度です。

日弁連制作
当番弁護士広報動画（30 秒）

西武新宿線痴漢えん罪事件とは？

2003 年 2 月 26 日の朝に西武鉄道新宿線の鷺ノ宮駅から高田馬場駅間の満員電車の中で中学 2 年生の女子が痴漢にあう事件がありました。この事件で、被害者の前に乗車していた男性 A が逮捕されました。男性 A は「コートがドアに挟まり、引っ張りだそうとしただけ」と一貫して無罪を主張しました。2004 年 5 月 10 日、東京地方裁判所は無罪判決を下し、検察庁は控訴を断念し確定となりました。

※基調講演は映画「それでもボクはやってない」のモデルになった事件です

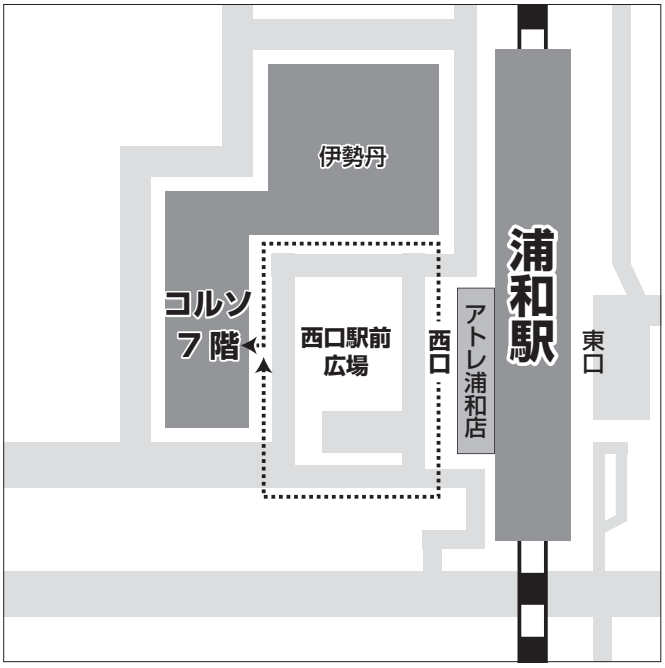

お問合せ　埼玉弁護士会　048-863-5255

目　次

発刊に寄せて …… 6

式次第 …… 7

開会の挨拶 …… 8

基調報告 …… 9

「西武新宿線痴漢えん罪事件　無罪報告」

東京弁護士会　安田隆彦弁護士（主任弁護人）

パネルディスカッション …… 17

パネラー

東京弁護士会　安田隆彦弁護士

埼玉弁護士会　工藤啓介弁護士（元検事）

コーディネイター

埼玉弁護士会　長沼正敏弁護士

閉会の挨拶 …… 31

当番弁護士広報動画チラシ …… 32

発刊に寄せて

令和5年10月

埼玉弁護士会

刑事弁護の充実に関する検討特別委員会　委員長　長沼　正敏

2023（令和5）年5月13日（土）、当委員会が企画した、埼玉弁護士会主催の当番弁護士制度30周年シンポジウム（「初回接見無料の当番弁護士って知っていますか？」）が開催され、市民の方々が来場されました。特に、この集会では、市民の方々に身近な電車内痴漢えん罪事件の主任弁護人を務められた安田隆彦弁護士（東京弁護士会所属）の考えと元検察官であられる工藤啓介弁護士（埼玉弁護士会所属）の考えという対立構造が赤裸々に語られ、市民の皆さま方は勿論、我々弁護士も双方の立場を学ぶ機会となりました。

当委員会としましては、この集会をその場限りのものとするのでなく、将来にわたって弁護士会の貴重な資料として残すことを決意し、今回この冊子を発刊することになりました。

当委員会は、刑事弁護に関して、人質司法とえん罪をテーマに活動しています。人質司法とえん罪を防ぐためには、逮捕されたらすぐに弁護士に相談することが大事です。日本弁護士連合会で作成された当番弁護士制度広報動画（30秒）も紹介させていただきました。市民の皆さまに広く当番弁護士制度が浸透することを願ってやみません。

本冊子が、集会に参加された方々だけでなく、参加されなかった方々にも、少しでもお役にたつ事が出来れば、幸いです。

当番弁護士制度３０周年シンポジウム　式次第

2023 年　5 月 13 日（土）

午後 1 時 30 分　開会

（1）開会の挨拶　　埼玉弁護士会会長　尾崎　康

（2）基調報告～当番弁護士制度の現状

埼玉弁護士会　刑事弁護の充実に関する検討特別委員会

委員長　長沼正敏

（3）基調講演～当番弁護士の活動成果

電車内痴漢えん罪の無罪報告　　東京弁護士会　安田隆彦

休　憩

（4）パネルディスカッション　当番弁護士制度の展望

パネラー　　東京弁護士会　安田隆彦

パネラー　　元検事　埼玉弁護士会　工藤啓介

コーディネーター　　埼玉弁護士会　長沼正敏

（5）閉会の挨拶　　埼玉弁護士会　長沼正敏

午後 4 時 30 分頃　閉会

お帰りの際には、アンケートの提出にご協力ください

開 会 の 挨 拶

埼玉弁護士会会長　尾崎　康

◆尾崎

皆さん、こんにちは。埼玉弁護士会会長の尾崎康と申します。本日は当番弁護士制度30周年を記念したシンポジウムを開催さしていただきます。当番弁護士制度というのは、逮捕、勾留された場合に、本人や家族からの依頼によって弁護士が出向いていって面会をする無料の制度です。これは国の制度ではなく弁護士会が行っている制度です。罪を問われた方が実は無実であるというえん罪、これを防止するために、それから捜査が適正に行われるということを確保するために、当番弁護士制度は非常に重要な意義を有すると思っております。しかしながら、この制度が知られていないために、この制度を利用されない方が多くいるというのが実態です。本日は当番弁護士制度の意義を改めて確認し、これを周知するという目的を持った非常に重要なシンポジウムであると考えております。どうぞ最後までご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

基 調 報 告

「西武新宿線痴漢えん罪事件　無罪報告」

東京弁護士会　安田隆彦弁護士（主任弁護人）

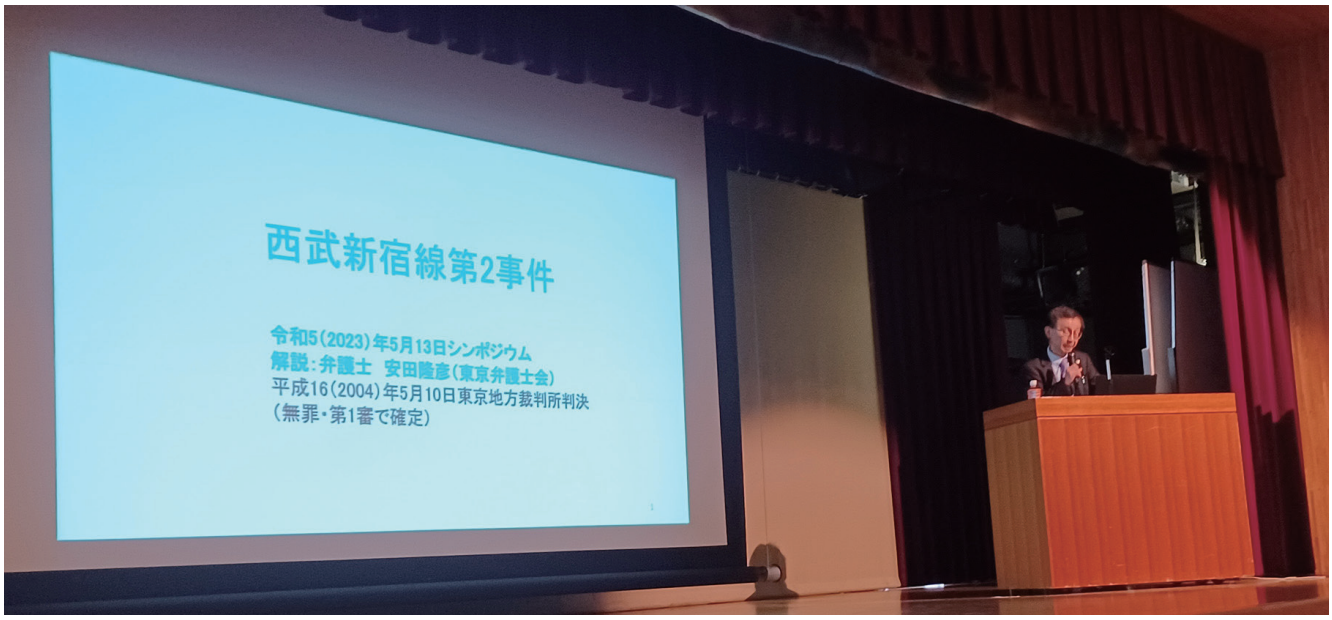

◆司会

続きまして、基調講演に移らさせていただきます。東京弁護士会の安田隆彦弁護士にご講演いただきます。内容は、当番弁護士の活動成果として、電車内痴漢えん罪の無罪報告になります。安田弁護士、よろしくお願いいたします。

◆安田

どうもはじめまして、弁護士の安田といいます。実は西武新宿線第２事件は映画になりました。皆さんも知ってる方はいらっしゃると思いますけど、周防正行という『Shall We Dance?』という映画で有名になった映画監督がいるんですが、彼が『それでもボクはやってない』という映画を平成 19 年（2007 年）１月の公開で上映して、主演は加瀬亮君、主任弁護人の役は役所広司さん。それから女性のアシストする弁護士の役を瀬戸朝香さんが。そういう面々が主演されて、私も法律監修をしました。そういう中でちょっと脚光を浴びた時期がございます。日弁連等でも試写会をやりました。西武新宿線第２事件は、平成 16 年（2004 年）5 月 10 日に無罪判決が出て確定したわけですが、映画はちょっと違ったふうになっています。そういう意味で非常にこの事件自体は、映画をご覧になるとほとんど私のやったことが映像化されていますので。もちろんちょっとずつ変えてはございますが、もしご覧になってない方がいるとしたら、ご覧になっていただければと思います。これはもちろん完全無罪ですので、私も地方裁判所で無罪を取ったのはこれが最初の体験でした。それで実は無罪の可能性があったので、記者会見の場を設けたり、司法記者クラブに連絡したりしました。それから当然検察官控訴をされてしまうと無罪判決が確定しないので、検察庁には控訴しないようにという上申書といいますか要請書を出して、幸い控訴されなかったので、無事に一審で無罪判決が確定しました。

どういう事件だったかというと、痴漢というのは、皆さん、刑法に強制わいせつ罪とありますからごちゃごちゃになっちゃってるんだけど、簡単に言うと、衣服の上から陰部を触ったりは痴漢行為、条例違反になるわけです。公衆に著しく迷惑をかけるという舌かみそうな名前なんです。これがいわゆる迷惑防止条例といわれてて、全国全ての都道府県で制定されてるわけですね。法定刑はどれぐらいかというと、6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金。ほとんどが罰金で

済んでるんですね。というのは、本当にやってる人が多いからですが、仮に自白してしまえばすぐ釈放されるような事件なんですね。ところが、直接陰部を触ると強制わいせつになり、刑法典の犯罪になって、簡単には罰金にはならない、公訴提起されるということが多いと思います。

本件はどういう事件だったかというと、今から20年前、平成15年（2003年）2月26日の最もラッシュアワーといわれる8時ぐらいですね、真冬でございます。一番寒い時期だっていうことを皆さん頭に入れておいてください。西武新宿線という電車がございまして、埼玉ですと本川越から高田馬場を通って西武新宿駅まで行くのでご利用になる方も多いと思いますが、そこの鷺ノ宮から乗って次が高田馬場の駅で終点が西武新宿ですが、その鷺ノ宮駅から高田馬場の駅のわずか10分ぐらいの間に起きた出来事です。急行電車でしたので、途中、各停と違って止まらないんですね。ですからたかだか10分ぐらいの出来事の話なんですね。被疑者、被告人はどういう方かというと、31歳の独身男性で出勤の途中でした。この人はサラリーマンなんだけど試験採用されたばっかりだったんですね。ですから就職してまだ1週間ぐらい経ったくらいでした。被害者はどういう方かというと14歳の中学校2年生の女の子。被疑事実というのは、迷惑防止条例違反で、下着の上からお尻を触ったということです。では、どういうことがあったかというと、被告人、仮にAさんといいますけれども、この人はちょっと後で出てくる図面を見ると分かるんですが、満員電車を後ろから駅員が乗客のお尻を押す。ぎゅうぎゅう詰めになったところで、自分の着ているコートが扉に挟まってしまいました。もちろん他の乗客はそんなこと分かりませんので。で、Aさんは何してたかというと、必死になってそのコートを扉に挟まってるから外そうとして、満員電車なのに、もがいてたんですね。もう体勢が変わったり、コートを引っ張ったり、いろいろしてたんですけれども、そういうことを必死になってやってたら、目の前に立っている中学生の女の子からいきなり、やめてください、やめてくださいっていう声がした。で、Aさんはそれがなんの話なのか全然分かんないから最初は訳が分かんなかったんですね。前の女の子が話してるなとか騒いでるなっていう程度の認識しかございませんでした。ところがそれが途中で、痴漢と間違えられてるなっていうことがAさんにも分かりまして、そこでAさんのほうは、やってないと、俺じゃないんだというようなことで被害者、Vさんといいますけれども、VさんとAさんは口論になっちゃった。静かな車内ですからかなり車内一帯に響き渡るようなやり取りになったようです。というのも、少し離れたところに同じ車両の男性が、おい、誰かなんとかしてやれよと。かわいそうじゃねえかというようなことを言ったものですから、やはりかなり大きい声で二人はやり取りしてたんだろうと思います。そういうことがあって次に高田馬場駅に着きました。高田馬場駅に着いてから両側のドアが開くんですね、西武新宿線は。両側のドアが開いて、出ようとして駅のホームに降りた。そうしたら女の子が、あなた痴漢したでしょ、みたいなことをまた言い寄ってきた。で、Aさんは、俺はやってないと。扉にコートが挟まっただけだっていうようなことを言った。で、押し問答っていうか口論をしてたんですね。そうしたらさっき、なんとかしてやれよと言った乗客の一人、男性が近寄ってきて、こんなところで口論してても始まらないから駅事務室へ行ったらどうですかみたいなことを言って、駅事務室に行ったんですね、二人が。そうしましたら、そこに実はAさんの横にいたOL風の若い女性が来まして、この人、痴漢やってないと思いますみたいなことを言いに来たらしいんですね。それは、横でコートが挟まってるのを必死でAさんが取り外そうとしてる、もがいてるっていうことを見てたからです。しかしながら駅員は、その目撃者、Wさんと言いましょうか。まだ若い女性で、後で分かったんですけれども、上智大学を卒業したばかりの、就職が決まっていて内定先の就職先にお手伝いに行ってたという、卒業間近の女性のOLの方といいましょうか。そういう方がわざわざ言いに来てくださった。だけど駅員は、この人大事だから止めておかなきゃいけないねえとか、警察にも一緒に行ってもらわなきゃいけないなんてことは頭回りませんから、機械的にこういう事件があるとどうするかっていうと、警察に通報するだけです。で、警察官が来て、そうすると駅員事務室にいますから、そこで私人による現行犯逮捕っていうことになるわけです。つまり現行犯逮捕されるわけですね。令状逮捕じゃないっていうことですね。高田馬場の戸塚警察署に行った。それで勾留されるということになったわけです。

今言った乗客とか周りの皆さんの図を上から見るとどうだったかっていうのを作ってみました。ここにAさんとある人が扉に向かって背中合わせにして立ってる。右側の方向が高田馬場、左側が乗ってきた鷺ノ宮とかの方向になります。こういう満員電車の中で、目の前に中学校2年生の女子中学生のVさんがいた。右側に、本当に扉の真ん中辺りとその右側ですね。もうその横は座席になりますから。そういう隙間みたいなところに目撃者のWさんがいた。それでAさんがもがいてるのを見てた。で、わざわざ駅員事務室まで言いに来てくれた。その二人がこういう同じ方向を向

当日の車内の様子を上から示した図（西武新宿線8：00am）

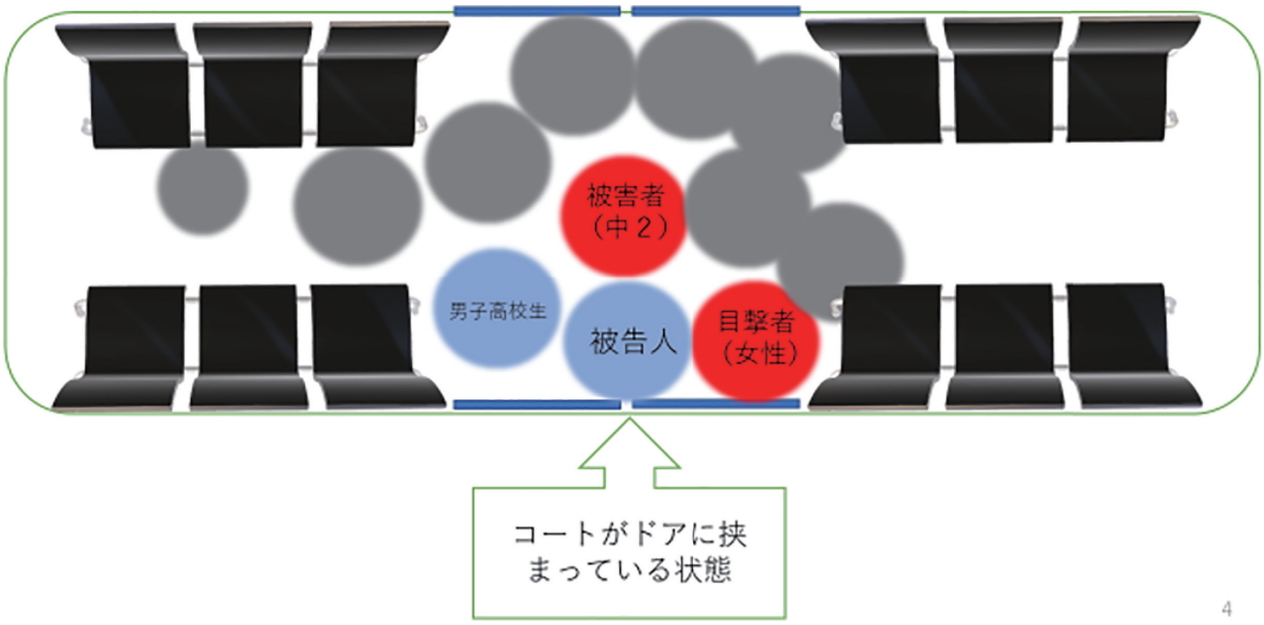

4

いてますから、同じ方向を向いてるっていうことは、当たり前ですけど電車に乗るときは対面で向かい合うというのはめったにないので。そうすると、もう前を向いて、後ろの痴漢らしいＡさんに対して女子中学生のＶさんは、やめてください、触ったでしょとか言ってるわけですね。で、Ａさんも前向かって、俺じゃないと言ってるんですよ。実はこれ推測になるんだけど、実際どうだったというところなんだけど、Ａさんはもちろんやってません。だけれども、この女子中学生のＶさんは、痴漢の被害に遭ってることはおそらく間違いないだろうと思われますね。うそをついてるような、誰かをはめようなんてことはおおよそ考えません。そうすると真犯人は誰ということが当然問題になってきます。Ａさんが言うには、左側に男子高校生、制服着てたから男子高校生だと分かったんですが、その男の子がやってるんじゃないかと。というのは、自分の顔を見てにやけた顔で笑ってるとかそういうところがあって、要するに後ろから手を回して中学生のＶさんのお尻、臀部を触るということをやれば、当然Ｖさんは真後ろにいるＡさんがやってると思って。

後でＶさんの証言の中で出てきたんですが、手を握って、犯人のですね、手を握ってそれを見たと。犯人の右手の袖を見たというようなことを法廷では証言したわけですけれども。そういうことがあったから、痴漢には本当に遭ってて、やれるとしたら隣にいる高校生の男性じゃないかということを我々弁護士も思ったわけですけれども、確証がないので主張するだけに終わっております。

で、一番大事なのは、これからが当番弁護士になる私の登場になるわけですけれども、当日夕方ぐらいですかね、接見に行ったわけですね。戸塚警察署に。そうすると、最初から強く、やってないっていうことをＡさんは盛んに言う。で、私がちょっと落ち着かせながら、前科があるかないかとか初めての経験かとかそういうようなことも聞いて、もちろん初めての逮捕勾留。そこで、これから誰の言うことも信用するなと。私の言うことだけ、弁護人の安田の言うことだけしか信用しちゃ駄目だと。検察官、警察官、捜査機関はあの手この手であなたを揺さぶりに掛かるし、それから誤導ともいうべき誘導を使って自白に持ち込もうとするから、それを徹底して注意しなきゃいけないと。だから例えばこういう言い方であなたに対して取り調べを行ってくる可能性があるというようなことを具体的に言うんですね。例えば、「だけどおまえが気付かないだけで触った可能性だってあるだろう」とか、「おまえがコートを取ろうとしてたんだからその間に触っちゃったんじゃないの」とかそういうとこから始まって、そうかもしれませんなんていうことをＡさんがいうと、一気に犯人のようになっていく。そういうことを全然分かりませんから、Ａさんは。取り調べという経験をしたことなんかまずないわけですから。そうするとうまく誘導とか誤導によって思いもよらぬことを言ってしまったり口走ってしまう。そうするとその言葉の揚げ足を取るようにして取り調べが行われる

というようなことがあります。ですから、それをものすごくくどくど言いましたね。一度自白したら有罪立証の証拠になるからもう終わりだよということもAさんは分かりませんから、要するにそれはさっき言ったことは違うみたいなことを言っても駄目だから、絶対に徹底して否認しろということを言いました。実はそんなこと言ったって毎日行かないとまた明日はどうなってるか分かりませんので。当番弁護士で一番面倒くさいというというか大変なのは、少なくとも何回も面会に行く。接見に行く。で、取り調べの状況を聞いたり確認したり、それから適切なアドバイスをする。当然のことながら刑事手続き全体に対して全然分かりませんから、どういうような流れになっていくのか。例えば逮捕勾留の期間はどのぐらいになるのか。それからそれがこのままずっと否認していくとどうなるのかとかですね。それから調書はどういうふうに取られるのかと。そういうようなことも、時間はありますから一生懸命説明してあげるということになるわけです。それから大事なことですけど、弁護人がいるということは当然精神的な支えになる。もう味方は私しかいないみたいな感じになってますからね。これが絶対に、国選弁護でもなんでもそうですけれども、接見の重要性というのを改めて今でも感じてます。先日もやっぱり初犯の方、女性ですけれども、それが不当な逮捕になったんですけれども、毎日行くことによって非常に頑張ってくれた、大体勾留10日ぐらいのところで釈放されました。そもそも女の方を逮捕する必要があるのかというぐらいの事案だったんですが。

だから我々弁護人は接見するということは、法的なことを言う以上に、激励してあげるとかそういう中で犯罪事実について確認したり、その他の関連する事項をいろいろ聞くということです。当然、現行犯逮捕なんで着の身着のままで警察署に連行されるわけですよね。そうすると当然差し入れどうするんですかと。着替えは、とかいろいろ弁護人の立場からはすぐそういうことを気が付くわけです。ですからそれはどうなってんだと。そもそもあなた独身かどうか、から始まるわけですから。そうするとたまたま独身だったと。そうするとAさんが何を言ったかっていったら、誰にも何も言わないでくれと。こんな恥ずかしい罪で身体拘束、つまり逮捕勾留されてることが世間に分かったら、親族でも誰でも含めて、恥ずかしいと。非常にその意識が強い人だったので、先生、誰にも言わないでくださいと。それが1日、2日ずっと続いて言ってましたね。だからそんなわけにはいかねえと。お父さん、お母さんを含めて身内で誰か、大丈夫と言ってくれる人いるかと聞くと、ようやく姉がいると、お姉ちゃんがいるということを言ってくれて。お姉さんのほうの、仲が良かったみたいで電話番号も知ってたみたいですから、私が、携帯電話でお姉さんにかけてみたら、本当にこのお姉さんが血のにじむような努力をして、この人がいなければ無罪はできなかっただろうというぐらい努力してくれました。あとお母さんもいらっしゃいました。味方になってくれる人がお姉さんとお母さんではありますけれども、親族の中にいたということは非常に助かりました。私は、この無実を訴えてるわけですね。で、当然うそを言ってる被告人、被疑者もいっぱいいるわけです。弁護士もだまそうとして。大体うそついてる人は分かるんですよ。前科がいっぱいあって慣れた人とか。先生、私はこれで有罪になりますでしょうかとか、大丈夫でしょうかって言ったり聞いてきたりする強者もいますから。だけどAさんは初犯で、その必死さとかいろんな話を聞いてると、間違いなくやってないという私自身の主観的な確信ですけれどもそれがあったので、分かった、ということで。これから刑事弁護をどうするかということで、たまたま私が痴漢えん罪のネットワーク組織を耳にしたので、そこの代表の名前を見てたら、インターネットに載ってたんですね。ホームページに。それで見たら、なんと私の知ってる大学教授だったので、大学の母校の先輩の先生だったんですね。で、その先生に電話したんです。そしたら、安田君、そんな1人で弁護ができるわけない。僕が他の弁護士も紹介してやるから一度来いと言って、その先生の教授室まで行って弁護団が結成されるようになるわけです。いずれもその先生のご紹介で、痴漢の事件の無罪判決なんかを取ったことがある、私より少し後輩の40期代の先生方が二人ついてくれました。それからその1人の先生のところにイソ弁として入られた新米の女性弁護士の先生も、私もやらせてくださいということで参加していただいて。もちろん全部ボランティアです。で、弁護団を組むんだけど、その当時もう起訴されてましたから、国選弁護になってたんですね、私が国選弁護人に。原則1人しか駄目ですから、そういうことでどうするかっていうと、国選から私選に切り替えると。珍しいことなんですけれども、弁護士会の了解を得てやったんですね。で、当然主任弁護人は私がなりまして、四人の弁護団が出来上がりました。公判が大体第3回公判ぐらいのときから、裁判所もいよいよ本格的に無罪を争う事件だということで合議体になりました。同時にこれは本当に偶然なんですが、テレビ朝日の当時『スーパーモーニング』という鳥越俊太郎さんというキャスターがやっていた番組が弁護活動を取材したいということで、まだ裁判がどうなるか分かんないうちから、痴漢えん罪の無実を争って紛争する姉と弟みたいなことで始まったんですね。そういうことの取材も受けま

した。これについては、いちいちこういう番組にしたいっていうようなことで私のほうにテレ朝からいろいろ言ってきたので、それに対してもチェックとかこちらからの要請もいたしました。それからもう一つは、さっき言った映画になってしまったわけですけれども。周防正行監督からも直々に取材をお願いしたいということだったので、毎回、周防監督とスタッフの方が、公判の傍聴はもちろん弁護団会議をその後ずっとやるわけですから、その会合にも会議にも全部参加されて、われわれの活動全てを取材されていたわけです。なんで周防さんがこんなことやってるのかなと思ったら、やはり今言ったさっきの大学教授の関係で、その先生から、痴漢だけじゃないんですけど、日本の刑事事件の実情というものに興味を持たれたのね。痴漢えん罪が多かったのでそれをいろいろ取材してたら、なかなか無罪を取るということが至難の業どころか奇跡的なことだと。つまり日本の有罪率が99.99%であるというようなことを知って愕然とされたわけです。非常に周防さん、正義感が強い方ですので、この事件当時の数年間、もうすでに取材を始められていて、次の映画は『Shall We Dance?』以後作ってなかったので、なんとかAさんの裁判を題材にしようと思ってたということだったんです。それでもちろん取材協力させていただいたわけですけれども、本当に熱心に全てをご覧になって。で、この事件だけじゃないんですね。他の事件で戦っておられる方の公判も傍聴に行って取材されていました。もう一つ、いろんな人の支援があったということがものすごく大きいわけですが、やっぱりなんといっても大きかったのは目撃者Wさん。これを探したこと。それで出てきたこと。この目撃者Wさんという女性、さっき申し上げましたけど、大学卒業見込みのOLの女性です。どうやって探したかと言ったら、高田馬場の駅の前で朝8時ぐらい前後、その時間帯を狙ってビラを配りまくったんです。そんなことをやって出てくるんかいなということは私は本当は半信半疑だったのね。でもAさんのお姉さんも含めて、やりましょうみたいになって、本当に皆さんに背中を押していただいて、私も5日間にかけて高田馬場の駅の前で。ビラの内容とかそういうのはお姉さんと2人で作って、大体A4版の半分ぐらいの大きさのビラを全部用意して、いろんな痴漢えん罪のネットワークの皆さんとか弁護人はもちろんですけど、そういう方々が参加してくださって、5日ぐらいにわたって配ったのかな。そしたら、びっくりしたのはこのときが一番びっくりしましたが、3日後ぐらいにお姉さんから連絡があったんです。目撃者が、女性の方なんだけど出てきたって言ったんで、私はもうびっくりして、すぐその方に連絡を取って私の事務所に来ていただいた。もちろんお姉さんと2人で来ていただいたんですが、そこでお約束いただいたのは、まずあなたの陳述書を作ると。陳述調書でも事情聴取書でもなんでもいいんだけど、要するに供述したことを文字化しておくと、記録に残しておくということが必要だったので、それをまずやりました。何回か原稿を作って、その方にも何回か来ていただいて読み合わせをしたりして、十分な陳述調書を作成することは一応できました。もちろんこれ、結果的にはなんにも使いませんでしたけれども、頭の整理にもなりますし、それからその人の記憶喚起とその記憶を保持しておく、完全な状態にしておくということができたので良かったと思います。それからもちろんのことですが、将来にわたって尋問に出てねということで尋問の要請をして、協力要請をして了解を得ました。もちろんここで大事なことは、トップシークレットだから絶対に漏らしちゃ駄目だということ。検察から圧力が掛かったりするのを非常に心配したんで。ですから裁判所にはもちろん検察庁にも、こういう目撃証人がいるぞっていうことは申請書を出すときまで一切言いませんでした。なので彼らに、僕が、弁護人側の立証はどういう方針ですかなんていうことで打ち合わせがあったんだけど、そのときに裁判長と検察官に、実は目撃証人が出たよと言ったときは本当にびっくりしてましたね、彼ら。これはまずいと思ったのかもしれませんが、検察官はですね。それぐらい衝撃的なっていうか、こちらにとっては運が良かったことだったんです。なぜ私が、ビラを配ってまで探そうっていうことをみんなが言い出したりしたかっていうと、私はそのWさん、駅事務室まで言いに来てくれたわけでしょ。本来は関係ないくそ忙しい朝の時間に、職場に一目散に行きたいときに、わざわざ事務室に寄ってそういうことを言いに来てくれた。この人やってないんじゃないかということを言いに来てくれたっていうことは、かなり正義感が強いっていいましょうか、そういう道義的な公共的な道義心というかそういうものが強い方だと推測したわけです。そうすると、場合によっては、ビラを見たら、私のことじゃないかしらということで、このビラを見て名乗り上げ出てくれるだろうと。その可能性は高いんじゃないかと思ってたんですね。そしたらそれが運良く的中しまして、お姉さんを通じてお会いできたと。もちろんその後に証言もしてもらったわけですけれども、非常にそこの運の良さというか、でも諦めずに駄目もとでもやってみたということが良かったと思います。

裁判ではどんなふうになってたかというと、検察側からは、最初に被害者の中学生Vさんの尋問があったわけです。これは当たり前ですけど一番必要な尋問

です。どういう措置が執られたかっていうと、ここにちょっと難しい字で遮へい措置なんて書いてあるけれど、要は被告人と証人がコンタクトできない、見えたりなんかしないようにする。カーテンを閉めるみたいなことですね。当時はそんなに遮へい措置なんて事件はないので、もちろん私も初めてです。どういうふうにやったかというと、びょうぶみたいに手作りで、証人が法廷から入ってきて証言台に行くまで全部遮断する。段ボール使ったりいろいろやったんでしょうけど、作ってそれでやりました。

それから中学生の女の子だから、当然未成年者の子で、お母さんが横についてていいと。証言台の横に母親が同席すると。そういうことがありました。これは余談ですけれど、別件で3年ぐらい前の話ですが、やはり痴漢に間違えられた事件をたまたまお手伝いしたんですけれども、そのときは小学校2年生の女の子二人が被害者。千葉の裁判所だったんですが、そこではビデオリンク方式といいますが、他の部屋にいてビデオカメラを回して、お母さんとその小学校2年生の女の子が2人いて、カメラを通じて裁判官の質問、検察官の質問、弁護人の質問というのをやった、2人もいましたから被害者が、やりましたけれども、そういう方式がよくとられるようです。

あとは検察側からは駅員の人と、車内で、さっき2人のことを気にかけて駅事務室に行ったらどうだと言った男性。検察官側から尋問がなされた。ただ、これは駅員とか乗客の人は直接見てるわけではないし、自分の経験したことと言っても事件から離れた情報ですよね、間接的な。なので、そんなすごいことが出てきたわけではございません。

それからわれわれが一番重視した目撃者のWさんという女性の尋問。裁判所も警察官も、それから支援してもらった人もみんなに内密にしてたんで、本当に驚かれましたけれども、うまいこと尋問はできたと思います。ただ、触ったか触ってないかまでは確信を持って言えるわけじゃないからその辺の限界はございますけれども、少なくとも間違えられるような行動、必死になってコートを引っ張ってたというようなことは言ってくれたので、そんな人が痴漢やるかというようなことにつながってくるわけですね。

それで、さっきちょっと言い忘れましたが、最初の被害者、中学生の女の子Vさんの証言で一つ良かったかなと思うのは、これは左陪席裁判官が職権で尋問したとき、補充尋問したときに、ちらっと言っちゃったんだけど、女の子がさっき犯人の手をつかんだと。だけど離れたと。そのときに後ろ向きになって、袖っていいますかね、これの手の袖の辺りを見たようなことを証言してたんですね。ところが左陪席裁判官が、見ていつまでどういうふうにやってたんだいと聞いたら、実は最後まで見てないと証言したんです。だから最後まで見て、どういう洋服の色で袖口が、というようなことは曖昧だなということが分かった。そういうことが左陪席の尋問で出てきたので、これはやったという感じになりました。

それからいよいよ被告人質問。肝心な被告人質問は最後のほうになるわけですけれども、これは3回ぐらいにわたりましたかね。もちろん被告人の言い分も全部言って、彼は一つも自白調書なんかありませんから全部否認の調書です。そういうのも全部検察側から、まだ残ってるなら調書を全部出せということを要請して、出させました。そしたら全部、弁解録取も含めて被告人の調書というのは全部否認調書になってます。一貫してるということも良かったと思います。

それからそもそも、これ途中になって、裁判になってから気が付いたんだけど、なんであなたはそんなに必死になってコートを引っ張ってるんだということを、誰も聞かなかったんだけど僕がちょっと、そういえばなんでこんなに必死になってコートを取り出そうとしてたのか。だって鷺ノ宮から高田馬場、次の駅だよね。急行ですから。次の駅になったら両方の扉が開くでしょ。コート外れるじゃないですか。被告人によると高いコートだったらしいんですよ。そしたら高いコートを引っ張ったら破れたりいろいろするだろうがと。なんでだって聞いたら、Aさんがどうも言いにくそうにしてるのね。なんかあるんだろうって言って私がかなり強く迫ったら、実は先生って言い出したんですね。なんなのと聞いたら、私、痔が悪いんですということで。実質、痔があったということだったんで、それがどうなんだと言ったら、実は医者には行ってないんだけど、自分で薬を飲んだりしてますと。で、冬になると、お尻が冷えるとものすごく痛むんだということを言い出したのね。だから隙間風が電車の扉の隙間から入るから、コートを早いところ引っ張り出してもがいてたんだ、お尻が痛くなっちゃうからと言い出した。それ全部供述させまして、法廷で全部その辺しゃべったんです。薬の話までしました。痔の薬はこういう薬を使ってどこどこで買ってこうでああでと言ったら、最後に裁判長が補充質問で、その薬は今でもおうちにあるんですかとなったんですね。そしたらAさんは、それがあると思いますと供述したので、じゃあ次回の被告人質問のときまでに証拠で出せということになったのです。で、Aさんに早速調べてもらったら、どうも車かなんかのダッシュボードかなんかに入ってたらしくて、ちょうど使いかけた途中のものがあったんで、それも弁護側の物証として出しました。そうすると、Aさんの言ってることの真実性、信用性が高まっ

たというようなことになって良かったと思いますね。

それからもう一つは、これは周防監督がいるからならではの話なんですが、再現ビデオフィルムを作ろうよということになって、やったんですね。これは本当に映画みたいになっちゃって、大きいスタジオを借りて電車の模型を全部作って、カメラを大体5台分ぐらい設置して、それこそ映画現場、撮影現場かと思うぐらいの、エキストラ80人ぐらい用意したのかな。電車の満員電車の状況を作り出したんですね。それでAさんにも参加してもらってさっきのような位置付けで座ってもらって、それぞれに帽子をかぶらせて、赤色、白色、青とか。俯瞰っていうんだけど上からの撮影ね。映画で俯瞰の撮影。それも撮って、ありとあらゆる角度から5台のカメラで作って、再現フィルムを作ったんです。それも裁判所に出して、見たんだろうと思いますけど。いちいちそれの見学をさせろみたいなかたちじゃありませんでしたけれど。それからもう一つは、電車にコートが挟まって外に出たままとかそんなんで電車が発車するんかいなということを検察側からちょっと疑問が提示されたんで、実は朝の鶯ノ宮の駅のラッシュアワー時の電車がどういう状況で走り出すか、スタートするかというのも全部撮影してもらって、それも証拠に出したんです。どういうことかっていうと、荷物がいっぱいありますよね、みんな乗客の。それ、結構扉から飛び出てるものがいっぱいあるんですね。かばんの取っ手とか、それとかハンドバッグの取っ手とかそういうひも状のものがいっぱい外へ出てる。場合によって衣服も出てる。そのまま見切り発車するんですね。まさに見切り発車する西武新宿線ですけど、他の電車も一緒じゃないかな。そういうことまで撮影して出しました。ですから、これは普通の人だったらそんなことまではできない、なかなか。ということで一つ運が良かったなと思います。

ここで、当番弁護士の場合も感じる被告人の身体の拘束、つまり勾留と、それからさらになんとか釈放させてあげたいということでもちろんそういう弁護もやったわけです。保釈までどれだけかかったかというと、逮捕されてから5カ月間勾留されてました。だから戸塚警察署から途中からは拘置所。小菅の拘置所まで移管されたわけですね。その間5カ月間ですよ。痴漢事件の場合は法定刑は最高でも懲役6カ月。Aさん、刑を受けたのと同じぐらい身体拘束されてるわけ。これはなんなんだということを実に矛盾を感じる、言いたいところであります。で、保釈の申請も起訴後しか認められてないわけですけれども、要するに起訴されて保釈されるというときも、本件のような性的な犯罪とかそれに絡むと、大体被害者の尋問が終わってからというふうにどうも決めているような、判で押したように決めてる。そういうのが裁判所の扱いだと感じます。先ほど言った小学生の女の子のビデオリンク方式での尋問をやったときも、尋問の前に当然保釈の申請したんですが、全部駄目。3回ぐらいやったけど全部駄目。終わるまでは駄目だというふうに裁判官が言って、要するに被害者が尋問を終わるまではあきまへんということで、それだけ当然身体拘束の期間が長くなる。ですから、そういう意味での保釈の実務ですね。これ、日本は全くなってませんよね。身体拘束するのは当然だろうと、保釈は例外だろうと。刑事訴訟法の条文見ればどの教科書にも書いてある。権利保釈っていうのは例外で職権による保釈でやるという。だけどカルロス・ゴーンみたいな人がいたからまた余計厳しくなって、最近はその辺がどうなってるのかちょっと微妙ですよね。後でも出てくると思いますけれども、勾留も当然のようにやってるのが、最近は少し勾留請求を却下する裁判官も出てきたのかなという感じはいたしております。このケースもそういう意味で、先ほどの被害者の中学生の女の子Vさんの尋問終わって保釈申請したわけです。しかしながら保釈保証金というのはお金がかかりますね。裁判官といっても審理してくれてる裁判長ですね。裁判長ともちろん私が直談判するわけですけど、保釈申請をする。で、なんとか許可しろというんだけれども、200万ものお金がないねえんだと。で、100万ぐらいにしろとか私は言ったんだけど、なぜかと言ったらお母さんが100万ぐらいだったら人に借り、親戚に借りてでも用意できるって言ったから、それで100万にしてくれって言ったのですが、駄目ですと。そんなのは到底駄目だということになったんで、100万しかないねえんだと言ったら、後は先生の保証書を出してもらえますかと。あとの100万についてですね。そういう保証書方式で。もちろん私、そんなこと初めてですから。しかしながら逃亡するとかゴーンさんみたいなことはないだろうと思いますから100万は保証しようということで、ようやく保釈されました。この辺のあたりのことはテレビ朝日の『スーパーモーニング』でも放映されましたから、全国的に大々的に放映されちゃったような次第ですけど。

本当にAさんはよく頑張ってくれたなと思います。一応無罪判決になるかどうかなんていうのは本当にふたを開けてみないと分からないんですが、どうも途中から、多分無罪だろうということを感じたわけです。弁護団みんな感じてたと思いますけどね。痴漢えん罪ネットワークの代表をやっておられる大学の先生は、安田さん、これが無罪にならなければどういう事件が無罪になるんだと言われましたので、確かにそうだなと。ここまで周防さんとか他の人の協力を得てやった

わけだから、もう後顧の憂いなく、これが無罪でなければ、なんては思ってはいましたけれども、それでももちろん自信がないわけです。結果的には無罪になったんですけれども、どうしてかなというところがやはりありまして、それを思い当たるところを言いますと、意外とAさん自身の頑張りがあったなと。もうこの人は実は非常に優しいおとなしい人なんですね。ですからあんまり口数も多くないんだけど、非常に強い、俺はやってないっていうところをきちっと主張しなきゃ駄目だみたいなそういう意識が強い方だった。で、頑張ってくれた。被告人の供述調書を全部出さしたら、全部否認調書を書いてる。そういうこともあって非常に頑張ってくれた。私の言ったとおりに耐えてくれた。それから中学生のVさんの尋問ですが、やっぱり犯人の手を握ってみたと証言してはいましたけれども、決定打ではないんですね。途中で見えなくなったと、視界から消えたということを左陪席裁判官の補充尋問の中で証言したので、これは犯人の袖を見たのがどういう状態だったかということは曖昧な証言だったということで、これも良かったんじゃないかなという気がいたします。それから当然のことながら、目撃者Wさんの探索とそれから法廷での証言。この人、触ったか触ってないかまでははっきり見てたわけじゃないけれども、ずっともがいてるのを、本当に満員電車の立錐の余地もない中で左目で下を見て、この隣のAさんはコートが挟まってもがいてるなっていうことが分かったわけで、そういうことを適格に証言してくださった。これはもう無罪に一歩近づく証言だということです。それから最後、被告人質問がやっぱりありました。被告人質問でAさんがきっちり事実を述べてくれということを言ってるわけですが、特にさっき言いましたように、なんでコートを引っ張ってたのというところが遅まきながら、われわれ弁護団もあまり意識してなかったけれども被告人質問の前には確認して、被告人も痔の話はしたくなかったらしくて隠してたのに、それをオープンにして言ってくれたということで。しかもそれは当たり前のことですけど、全部事実ですから。しかも物証的な痔の薬なんていうものまできちっと出てきたというようなことがあって、被告人の供述の真実性といいましょうか誠実性ですね。そういったものが非常に明らかになったんじゃないかと。それから最後は言うまでもなく、特に先ほども言いましたようにお姉さんの全面的な支援、そういうものと痴漢えん罪ネットワークの皆さんのビラ配りから始まったそういう周防監督を含む皆さんの支援と協力、そういうものがあったから本当に運が良かった事件だと思います。

これが実は映画化されたわけですが、無罪判決後すぐに映画になったわけじゃございません。当然4年ぐらい公開まではかかって、脚本が来るわけですね。脚本は仮原稿の段階と最終原稿の段階で来て、私は何をやったかっていうと、法廷用語が随所に出てきますので、そこでのおかしな言葉のやり取りを全部直すっていう作業をやりました。で、ちょうど15年ぐらい前ですかね、平成19年、2007年の正月映画ということでなったわけですが。私、実は出てる俳優も、役所広司ぐらいは分かりますけれども、あんまりよく分からなかった。今でこそみんな有名になったけど、加瀬亮君とか瀬戸朝香さんとかがなかなかの演技をしてくださいました。それから、ちょい役ですけど山本耕史君とか竹中直人さんとかそういう人も出ています。それから映画の撮影中、撮影現場に行ったり、東宝のスタジオを使ったんですけれども、東宝のスタジオに法廷を作りまして、そこで最後の、裁判長が有罪判決を下してその理由を述べるシーンがあるんですけど、それの撮影のところでしたかね。なんと小憎らしい裁判長の役は、今でこそ有名になりましたが、小日向文世さんがやっておられました。ちょうど有名になりつつあるところで。そういうわけで、出演した方もだいぶ変わって。本田博太郎さんとかいろいろ面白いユニークな方もちょい役で出てるんですけれども。改めて映画を作るというのはどういうことなのかということが非常に分かりました。これは周防さんの言ったことなんだけど、もう脚本作る前から、この刑事事件の映画というのは笑いとかほとんどなく真面目なシリアスな映画にしたいと。それで日本の刑事司法の現実を見せたいんだということを言っておられたので、そうなんだなということを感じました。一応こんなところが、おそまつですけど私の報告でございます。皆さんまだご覧になってなかったら、ちょっと古いですけどご覧になってみてください。いい映画だと思います。どうもありがとうございました。

◆司会

安田弁護士、ありがとうございました。これより10分間の休憩とさせていただきます。休憩後には引き続きパネルディスカッション、そして会場の皆さまからいただく質問に対する質疑応答を行います。会場の皆さま、係の者が質問回収ボックスを持って会場を回りますので、お手元の質問用紙にご記入いただきご提出いただければ幸いです。また、会場入口にも質問回収ボックスを設置しておりますので、そちらへのご提出でも構いません。何とぞご協力をお願いいたします。それではこれより10分間の休憩とさせていただきます。

パネルディスカッション

◆ パネラー

東京弁護士会　安田隆彦弁護士

埼玉弁護士会　工藤啓介弁護士（元検事）

◆ コーディネイター

埼玉弁護士会　長沼正敏弁護士

◆司会

お時間になりましたので、続きましてパネルディスカッションに移らさせていただきます。本日は基調報告をいただきました安田隆彦弁護士、また、元検察官であり、現在は埼玉弁護士会会員の工藤啓介弁護士にパネリストを務めていただきます。また、コーディネーターは埼玉弁護士会会員の長沼弁護士です。それではコーディネーターの長沼弁護士、よろしくお願いいたします。

◆長沼

では後半の部を始めさせていただきたいと思います。基調報告をさせていただきました弁護士の長沼です。コーディネーターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

PowerPoint にパネルディスカッションの内容を映し出させていただいておりますが、壇上の PowerPoint を見づらい方は、配布させていただいた資料にも PowerPoint の資料入っておりますので、そちらもご参考にいただければと思います。

パネルディスカッションを始めさせていただくに当たりまして、パネリストを改めて紹介させていただきたいと思います。まず基調講演いただきました西武新宿線第 2 事件の弁護人であられました安田弁護士です。東京弁護士会所属です。そしてパネルディスカッションで弁護人と対峙する関係となる検察官ということで、埼玉弁護士会所属の元検察官の工藤弁護士にご登壇いただいております。

では早速、本日は当番弁護士制度のシンポジウムということですので、当番弁護士の役割ということをテーマにお話を聞いてまいれたらと思います。

まず工藤弁護士。元検察官という立場からお話を伺います。今 PowerPoint で映し出してますけれども、この西武新宿線第 2 事件が発生したのが 2004 年でした。工藤弁護士は 2006 年まで検察官を担当されていたと伺っていますが、当時の痴漢事件の捜査の実情というのはどういったものだったのか伺えたらと思います。よろしくお願いいたします。

◆工藤

私は平成 11 年、12 年ごろに東京地検におりまして、そのころちょうど痴漢の無罪が結構立て続けに出た時期がありまして。痴漢の事件については、いろいろな物証がない点とか、あと密集された車内で起こる点とか色々ありましたので、かなりその時期は慎重になっておりました。そのため、当時はおしなべて繊維鑑定をしたり、あるいはいろんな加害者も被害者も含めて調査をする等をやっておりまして、かなり絞った捜査を、捜査、起訴してた時期だったんですよね。そうすると堅い起訴が続くと今度有罪が続きますので、だんだん慣れてきて喉元過ぎれば熱さ忘れると。2004 年というと平成 16 年ですから、また元に戻ったかなっていう時期の起訴なのかなというのが今の私の印象です。ただ、当時も繊維鑑定等はやっていたとは思われるんですけど、現在の地検では指に繊維が付いていようが付いていまいが認定にそれほど影響がないということですけども、当時はかなりその辺りでいろんな弁護側と検察側で応酬があったように記憶しています。捜査状況はこんな感じなんですけど、よろしいでしょうか。

◆長沼

ありがとうございます。では続きまして工藤弁護士に、今日のテーマである当番弁護士の役割について元検察官の立場から一言述べていただければと思います。

◆工藤

私が検事になったのが平成8年で、一応、当番弁護士はその3年ぐらい前から行われていた、当時は被疑者国選はありませんので、被疑者段階で弁護人がつくのは100パーセント私選弁護人。ですので、資力のある人でつけられる方がごく少数いたという記憶です。ですので、当番弁護士から私選に移行して選任されますと、示談等の交渉等がスムーズにいくなという感じは受けておりました。当時は弁護士の数がかなり少なくてどうかなとは思われたんですけども、私はむしろ福島地検にいたときは、結構被疑者に当番弁護士あるよと言って教えていた記憶はあります。ですので、送検段階で弁護人がついていることも話していいんですか。

◆長沼

はい。

◆工藤

ざっくばらんに言うと、さすがに酔っ払いのけんかであっても、無面識の人間が路上でけんかして片方が例えば全治1カ月のけがをしていると。で、捕まってきた当人が明日、俺、仕事あるんだよというような大工さんでも、彼の言だけを信用して、はい、さよならというわけになかなかいかないもんですから、やっぱり弁護人がついているとそこで一つ保証されますので。当時は私選かそれに近い人しかいないんですけども、そのような弁護人が選任されているのといないのとではやっぱり扱いはかなり格段に違うと思います。今現在でもやっぱり被疑者段階でついていて、勾留請求の段階で弁護人がいるかいないかで、やっぱり検察の扱いも若干心理的には違うんじゃないかなとは思っています。こんな感じです。

◆長沼

ありがとうございます。

ここで会場に来られてる皆さんに、最近出た裁判例を紹介させていただきます。

昨年、令和4年の12月23日に大阪地方裁判所で判決が出ました。こちら、事件は令和元年ですから4年前の10月31日になります。建造物侵入で、被疑者の方が午前11時59分に現行犯逮捕されまして、大阪のほうの警察署に留置されたんですけれども、当番弁護士を呼ばれたということですね。当番弁護士に連絡してほしいという要請をしたんですね。ところが取り調べ担当警察官、あと留置、身体拘束してる留置場を管理する方ですね、留置場の主任官。連携をして当番弁護士の要請連絡をしていくという状況なんですけれども、その留置の主任官に伝わってなかったという事件でして。後で、要請があったんだと判明し、その日の夜6時30分に当番弁護士の派遣要請を大阪弁護士会に留置のほうから電話をしたところ、留守番電話だったそうで吹き込みをいたしました。これは弁護士会の業務時間の関係から午後5時過ぎだと留守番電話に切り替わるというようになっております。で、弁護士会で翌朝9時から業務開始ということですけれども、朝、留守番電話を聞いて、弁護士会のほうで10時23分に弁護士会の当番弁護士の待機者に接見の要請を伝えて、検察庁に送検されていたということが分かって、当番弁護士が検察庁で被疑者の方に接見したのが午後3時になってしまった。もし、10月31日の午後1時くらいの段階で当番弁護士が要請されてたら10月31日中に接見できたのに、できなかったと。そういった事件です。この点、留置主任官に伝わってなかったというところが違法だと認定をされた事件です。

判決の内容は次の通りになっております。逮捕された被疑者から当番弁護士の派遣要請を受けた大阪府警察の警察官は、できる限り速やかに弁護士会にその旨を通知する義務を負うというべきである、という義務の認定がされてます。続きですけど、留置主任官に対して、被疑者の方から当番弁護士の派遣要請があった旨を引き継ぐことを失念、忘れてしまったために、大阪弁護士会に派遣要請が通知されたのは早くともその日の午後6時30分となったのであるから、堺警察署の警察官は過失により前記義務に反し、被疑者の弁護人選任権を侵害したものといえると。堺警察署の警察官が弁護士会への通知を速やかに行わなかったことにより、被疑者が被った精神的苦痛を慰謝するための金額を10万円と認めるのが相当であると。この裁判例、確定をしております。

非常に当番弁護士の要請とその通知、これが義務というふうに判断されたという裁判例なんですけれども。安田弁護士、弁護人の立場から、昨年の12月23日にこういった裁判の判決が出た次第ですけど、ご感想をいただけますでしょうか。

◆安田

義務があるという、法的定義務でしょうけれども、あるということを認定したのは、仮に法律の中でそういう条項がなくても当然憲法上の要請だということ

で、裁判所もかなり弁護人選任権の重要性、初期段階における重要性というものを認識してると思いますので、非常にいい判決だとは思います。ただ、国賠でございますし、この事件程度ですと慰謝料の金額がどうなのかという問題がありますけれども、僕として、当然あるべき判決だったと思いますね。

◆長沼

工藤弁護士。元検察官の立場からこういった判決はいかがでしょうか。

◆工藤

これはやっぱり当番弁護士の要請を受けたというよりも、判決見ると、もうほとんど被疑者は弁護人選任してくれというふうなことを言ってるに等しいものですから、これはやっぱりまずいかなと。私は大阪地検に赴任したことありますけど、堺支部、結構いろんな事件が起きておりまして、警察のやっぱり綱紀粛正は必要かなというふうに思っております。こんな感じです。

◆長沼

関連して、前半のパートで当番弁護士要請率の低さのデータを紹介させていただきました。

今日会場にお越しいただいている皆さまは埼玉県在住だと思われますが、埼玉の 2019 年度の逮捕段階の当番弁護士要請率は 15.8%、概算ですけれども、数値が出ております。全国平均が 28.6%。ちなみに 1 位は福井県で 69.5% と。69.5% と埼玉の 15.8%、こういう開きがある状況が今現在置かれてる状況なんですけれども。安田弁護士、当番弁護士を呼んでくれと要請があればそれを通知する義務についての判断が大阪でされ、その前段階、当番弁護士制度を知らせることがまだまだ浸透してない。この点に関してご意見いただけますでしょうか。

◆安田

やはり権利とか制度があるということをみんな知ってるだろうという前提で、伝統的には黙秘権告知なんかもそうなんだけど、きたのが日本の司法界だったんじゃないかと思うんですね。これは請求されるまでは別に権利の保護をしなくてもいいみたいな発想が、要求法理というか、要求するまでは待つ。ところがやはり権利ノーティスの付与とかよくいいますけど、告知機能ですね。これは今行政の中では浸透してまいりましたけれども。不服申立ができるとか、こういう制度があるとか、何日以内にやれとか。それを行政側から、つまり国の側からきちんと告知して教えるということは権利行使のために最低限度重要なんですね。ところが忘れてしまう、それを。だからそういう意味ではきちんと告知しない限りは、黙秘権の告知をしないと侵害だといわれるのと同じように、アメリカではミランダルールが普遍してますから非常にかなり浸透してきてるんですね。テレビドラマ等でもよく出てくる。だからそういう意味でいったら、もうこれは当然の権利行使の機会を与える告知という義務を公権力に与えるというか付加するというか、それはもう絶対大事なことだということをもっともっとみんなが知らないと駄目ですね。ちょっと日本人はこの辺に対する権利意識とか、お上に対する従順にすぐなってしまうようなこ

とで、おまえら、こういうのきちっと周知徹底してるのか、と監視するところが足りなさすぎますね。そう思います。

◆長沼

ありがとうございます。工藤弁護士にも伺いたいと思います。今ミランダルールという、例えば映画の『刑事コロンボ』とか、来場されてる皆さんも見られたことあるかもしれませんけど。被疑者を逮捕する瞬間に、コロンボが、あなたには弁護人を依頼する権利がありますって最後に述べたうえで、パトカーに連れてかれる場面をご覧になられてると思うんですが。あれがアメリカでは当たり前のように行われ、そこで供述、弁護人が立ち会ってない、依頼されてない状況で獲得された供述の証拠能力にも関わってきます。

工藤弁護士にも伺えたらと思います。安田弁護士から厳しいご意見をいただいた次第ですけれども、捜査を元担当していた立場から、もちろん工藤弁護士は検察官時代に当番弁護士の教示を勧めていたというお立場だと思いますが、組織全体としてなかなか行われていない背景にはどんなことがあられるのか、ご意見いただければと思います。

◆工藤

私が当番弁護に携わったのは被疑者国選導入前か。逮捕段階の当番弁護士要請率、確かに。福井が1位になっていて。今、一覧表を見てるんだけど、人口少ない県だから6割になるのかなと思ってるんだけど、そうでもないんですよね。人口の多い県でも要請率が高い県もあるし、岩手なんか43位ですよね、人口少ないのに。これはやっぱり警察ですね、ほとんど。逮捕権は、警察単独でできて、唯一の独占権利なんですよ。検事も逮捕できますけど。持ってこられた事件をどうするかというのはまた別の問題で、そこには検察庁も手を突っ込めない部分がありまして、送検するまでは分からないという前提で動いていますからなかなか難しい問題です。埼玉ですと、明日身柄送致がありますっていうことで事前に連絡してもらって、手錠をかけたときから48時間ではカウントせずに、任意同行した時間を聞いて、大事とってそのスタート時間を逮捕と見なして48時間に収まるようにやってますけど。大阪なんていうのはもう勝手に逮捕してきて、自分たちで勾留請求書を、警察官が勾留請求書を、警察がフロッピーディスク持っていって作って一緒に持っていきますんで、2日前の午前中に逮捕したやつを2日後の今持ってきたりとかっていうのはありますんで。その警察の問題っていうのが実は根底にあるからこれは極めて難しい問題です。以上です。

◆長沼

ありがとうございます。今、工藤弁護士が数値を見ていただいたのが、前半のパートで紹介させていただきました逮捕段階の当番弁護士要請率。福井が69.5%というふうな数字ですね。この点、安田弁護士、各地で差が生まれてるっていう状況というのは、本当特に埼玉は下のほうに位置してるんですけれども、それについての感想といいますか、数値を変えていくために日弁連が提案したことに対するご意見いただければ幸いです。

◆安田

日弁連だけじゃなく、各単位会が頑張っていろいろもっと、当番弁護の制度を含めて、刑事事件に対する理解が深まるようにいろんな制度をPRしてるとは思いますが、足りませんね。それからマスコミなんかをもっと使ってその辺の周知徹底さ、そういったことも今後はどんどんやらなきゃいけないし、SNSなんかもあるわけですから、これからはどんどん権利行使について、ないしはどういう権利があるかついて国民に対してきちんと教育していくといいましょうか、そういうようなことが望まれるし。それから学校教育の中でも司法に関する法教育はどんどんしてまして、私もしょっちゅう裁判員裁判を教えに小学校から大学まで行くんですけれども、やはり公教育の場でそういうものも徹底されていかないと駄目だなということを感じます。

◆長沼

ありがとうございます。

今度は勾留阻止ということをテーマに伺ってまいれたらと思います。

前半のパートでも紹介させていただきましたけれども、被疑者の方が犯罪を犯した疑いがあるということで逮捕されてしまい、勾留をされてしまうと、10日間。で、捜査がそれで終わらないっていう場合ですと、さらに延長して10日間身体拘束を受けるという状態になります。仕事、家庭にも戻れないという状況になります。もちろん実際に事件をされた方が捜査を受けるということもありますし、前半のパートで安田弁護士が報告いただきましたようにえん罪ですね。やっていないのに疑いをかけられるということもあると。そのような中、身体拘束が捜査に必要があると、行われてるのが現在の刑事司法という状況です。本日基調講演いただきました西武新宿線第2事件で逮捕されたAさんをテーマにしてディスカッションをしていけたらと思います。

Aさんは警察署、検察庁で取り調べを受け、起訴というふうに2004年当時されたという報告が午前のパートでされました。果たしてこの10日間、さらに10日間延長しての勾留というのは避けられないのか。

ここで一つのデータを紹介させていただきたいと思います。近年、勾留請求、検察官が裁判所にこの被疑者を勾留決定してくださいと請求する数のことですね。この勾留請求が却下、認めませんよという率が高まっています。PowerPointで映し出しておりますのは、司法統計という統計をグラフで整理したものになります。2000年から統計がありまして、最近が2021年まで統計があります。全体のところを今レーザーポインターで映し出してますけれども、全体の2000年当時の勾留請求数が12万2903件で、最近ですと人口が減ってる影響もあるでしょうけれども、2021年は9万2320件というように請求数自体は減ってる状況です。勾留却下率は2000年は0.45%。全国で0.45%だけ勾留請求されて釈放になった。後は10日間勾留決定ってなってたという点ですね。そういった情勢でした。ところがこのグラフをご覧いただきますように、黒字が全体の数値、青字が全国地方裁判所の数値、赤字の赤の線が全国の簡易裁判所の数値というふうになっております。2000年から右肩上がりになっている。最近ちょっと減ってまた上がってっていうふうになってますのは、勾留請求に対する却下数が増えたことで検察官のほうで勾留請求を控えるような動きがなってきたっていうところも背景には見てとれるかと思います。

◆長沼

2000年のときに勾留請求却下率が0.45%だったものが、マックスだと、赤字のところで2019年のところで6.23%ってところまで増えてます。直近が2021年の5.8%と。ですから10倍ですよね。2000年のころの10倍、裁判所は勾留の判断に慎重な姿勢を示してると。さらに特筆すべき点は、緑のラインをご覧いただければと思います。レーザーポインター出てますけれども、準抗告という手続きがあります。これは勾留決定をされたことに対して3人の裁判官に不服の申立をするという手続きです。もちろんこの準抗告という手続きは勾留決定に対する準抗告だけでなく、例えば保釈の却下、保釈を認めなかったことに対する準抗告であるとか、さまざまな手続きに対する準抗告を予定してますが、多いケースとしては勾留決定に対する準抗告と。で、そちらですね。2000年当時、2133件だったものが2021年、直近ですと1万5154件まで増えてます。約7倍ですよね。7倍も申し立てが増えているということです。この背景には、黄色のところで二つ、年のところで書かせていただきました。2009年、そして2018年。これはなんですかということですけれども、2010年に長期、上の刑ですね、長期3年を超える犯罪を対象とする事件に対して被疑者国選という制度が導入されたという時代です。2018年は、勾留された事件全てに対して被疑者国選が導入されたという年です。ですから冒頭で、そして工藤弁護士が先ほど言われましたけれども、以前は被疑者段階、捜査をされてる段階でお金がない方は、弁護士会の基金も勾留前援助制度はあったのですけれども、それを利用する以外は弁護士人を選任できなかった状況だった。ところが、2009年から、窃盗事件であるとか詐欺事件であるとかそういった事件の資力がない被疑者にも弁護人がつくことになり、もちろんその中には勾留する必要がない事件があるということを弁護人が裁判所に準抗告というかたちであるとかで申し立てることで、裁判所が判断を変えてくようになってきた。これが一つ背景事情として。そして弁護士の数も増えてきたというふうな状況も相まって、申し立てが2000年に比べ直近では7倍になってるということが背景にあり、慎重に判断されている。もちろん5.8%って、だから逮捕された事件の95%は十日間勾留されてるっていうのは、そんなに勾留されてるのっていうのは会場の皆さんもびっくりされてると思いますが。でも2000年の0.45%に比べたら、若干ですが刑事司法の改善が見て取れると。そういった状況の数値であります。

データ、統計の報告になりましたが、安田弁護士にまず伺いたいと思います。こういった勾留請求却下率の上昇っていう情勢について弁護人の立場からコメントいただければと思います。

◆安田

勾留請求が却下されるなんてことはもうまずないというふうに思ってたのが少しずつ変わってきた。被疑者弁護の拡充等もあるんでしょうが、一つにはやっぱり裁判員裁判を浸透させるっていうこともあって、裁判官の意識変革等がかなり影響してるんじゃないなのかなと私は思ってます。しかしながら、まだ断然勾留するのは当たり前という、罪証隠滅のおそれも逃亡のおそれもないのにということが、もっと厳密に吟味すれば当然勾留請求なんか却下して当たり前だというような感じの事件も、当然のごとく10日間ないしは20日間身体拘束をするという状態は全く変わってないと私は実感してるんですね。

先般も告訴事件の親告罪の事件で、告訴がまだきちっとされてないのに、もちろん初犯で仕事や職業や家族やなんかもみんないるきっちりした女性に対して逮捕、勾留してしまう。僕は勾留請求が却下されるん

ではないかと思ってたんだけれどもそれもしないから。非常に難しい事件なんですけれども、要するに親告罪という器物損壊なんだけど、親告罪という軽微な犯罪で、器物損壊という、で、まだ申告も告訴もきちんとしてないような段階で当然のごとく勾留してしまう。担当は副検事だったんだけど、私はがんがん言いまして、毎日のようにファックスを送って、上申書を、電話もするし、早く釈放しろというふうで言ったんだけれども。被害者との関係での示談を優先させてくれるとやりやすいみたいなことを言って、のらりくらりで結局十日間勾留されてしまった。そういうのが当然のようになってるんですね。もちろん親告罪というのは告訴しなければ訴訟条件ではありますけれども、やはり捜査にもその辺の瑕疵があるんならもうちょっと慎重に考えたほうがいいんじゃないのと。そのようなことも痛感しました。

だから一般の人が逮捕されると、もうパニック状態になる人結構いっぱいいまして。だからいきなり会ったら当番弁護士に泣き叫んでる人とかそういう経験もあるわけです。それだけ身体拘束というものが、身体拘束されて初めていかに衝撃的な出来事なのか、つまり権利侵害性が高いかということが実感されるわけです。一般の人は刑事事件なんかは私に関係ありませんと思ってますから、そういうことがなかなか世間に伝わらない。そういうものもありますけれども。

もうちょっと裁判官が罪証隠滅と逃亡のおそれというのを、カルロス・ゴーンみたいな人がいるから慎重になるけれども、もうちょっと身体拘束の重大性というもの、それに目を向けてくださることを願ってますね。今のままでは駄目です。だからもっともっと却下率が高まるということを望んでますね。

◆長沼

工藤弁護士、元検察官のお立場から伺いたいと思います。捜査側としては、逮捕してる事件というのは絞ってるんだとおそらくご主張されることになるかと思いますが、一方で現行犯逮捕という逮捕令状がない逮捕も行われてるという状況であり、弁護人の立場だと安田弁護士からは、もっと令状審査をきちっとして勾留請求却下率は高くあるべきだというご意見出ている次第です。2000年のとき99.5%という、逮捕されたら勾留されてるっていう状況。現時点、2021年でも95%という数値が勾留されてるという状況。これは捜査側から見たら当然のことなのかご意見いただければです。

◆工藤

勾留の裁判というのは、当事者の検察官が罪証隠滅および逃亡のおそれのある資料を提出して決定を求める手続きなので、基本的には令状が出るようになってるわけですよ。それに不服があるんであれば準抗告すべきであると。それがまず基本なんですね。権力に妥協を求めるとか温情を求めること自体が私は間違ってると思うので、文句があるんなら準抗告してくださいということではないかと。ちょっと厳しいこと言うと思いますけど。

ちなみに私、検事になってから準抗告で勾留請求却下されたのは1年目の1件と辞める直前の1件の2件しかなかったですけど。じゃあ勾留請求全部してたかというとそうではないんですけどね。だってこの統計

を見ると、やっぱり準抗告をするのは一定期間までは却下率を上げてる感じですよね。それからはストレートには準抗告には対応して件数増えてませんけど。若干、裁判官のほうでは、決定書を見てると、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがないとはいえないけど極めて低いとかっていう理由付けをして、基本的には勾留する必要性がないということで裁判所が柔軟に応じてきたっていう印象を私は持ってます。以上です。

◆長沼

ありがとうございます。では、本日前半の部で基調講演をいただきました西武新宿線第2事件の当番弁護士になって、勾留阻止に動いた結果はどうだったんだろうって、仮定の話ですけれども、ディスカッションをさせていただけたらと思います。

安田弁護士、いかがでしょう。Aさんは否認をされてると。私は痴漢をしていませんというご主張をされていた。捜査側からすると証拠を隠滅する可能性あるというふうに。被害者の方に近づいて口封じをするだろうとか、取り調べの要請に対して逃げるんじゃないかというふうなことで、勾留というのを裁判所に求めてる事案であり、現実にAさんも勾留決定され、起訴されても勾留が続いたという事案ですけれども。当番弁護士として、2021年の、今は2023年ですけれども、現在勾留請求却下率が増えてるっていう状況の中、当番弁護士として逮捕直後に要請された場合、勾留阻止に動いていたらということでご意見いただけたらと思います。

◆安田

今ちょっと出ました準抗告しかないわけだけれども。確かに上申書を出すとか勾留をすぐ取り下げろと、取り消せというようなことを検事側に言うってことはありますけれども、なんていったって準抗告になるわけですけど。争ってたらまず無理だろうという空気が非常に弁護士の側にも多いんじゃないかということなんで、やるだけはやるかもしれませんけれども、まず否認事件してて、そんな罪証隠滅のおそれとかそれがないんだというようなことをいろいろ言っても、そういう客観的な証拠も少ないですし、非常に難しいことだと。だから私の場合はたまたまやりませんでしたけれども、準抗告は。今だったらやってもいいかなとは思ってますけれども、当時はそれよりも面会に何回も行って自白を、虚偽の自白とかそういうことをしないようにとか、Aさんを激励したりすることのほうに力を注いでしまったので、なかなか身体拘束を根本的に、準抗告で勾留からの解放というようなことはちょっとなかなか余裕がなかったというのが実感ですね、今の。

◆長沼

ありがとうございます。私も刑事事件多く扱う弁護士として、否認事件、争ってる事件の、痴漢事件の弁護人に選任されるっていうことも多々ある次第ですけれども。最近、裁判官を辞めた裁判官の話を聞く機会も日弁連でありまして、報告させていただきますと、電車の中での痴漢事件ということですと、まず面識のない関係。たまたま同じ電車の中に乗り合わせて、たまたま事件の被害者、そして疑われる被疑者の立場になったっていう状況であり、接触するっていうことが具体的、現実的な可能性っていうのがそれほど高くないので、捜査の間その路線、Aさんの西武新宿線第2事件であれば西武新宿線、こちらの路線に捜査の期間中乗らないであるとか、そういったことを誓約し・監督する家族の方が身元を引き受けるっていう書面を出すことで、勾留請求を却下する情勢になっているというお話を聞く機会がありました。現実に裁判官に対して勾留請求を却下するようにと意見して、否認事件でも勾留請求がそういった資料を付けて却下されることが増えていると。現実に却下された後、検察官が不服だってことで準抗告という手続きをすることもあるんですけれども、裁判所が勾留請求を却下するとほとんど検察官は準抗告をしないんですよね、否認事件で当初は勾留請求するっていうふうなスタンスをとっていても。こういった情勢っていうのは、工藤弁護士、元検察官のお立場としていかがでしょう。

◆工藤

たまにはそういう人もいますし、痴漢の事件なんかではっきり言いますと、初期の記録見て、これ無理だなとか、これは駄目だろうなっていうのは大体想像つきますよ。だからそういうもんだったらもう気楽に割愛できるかなという気はしますけどね。

昔、私、勾留請求したのは、左右から女性の臀部触ってるっていうんで、サラリーマン一人逃げちゃって、もう一人は耳が聞こえなくて口が利けなかったから説明に窮してるうちに捕まっちゃったと。これ、否認だったんですよね。でも完全に現場にもう一人犯人がいると分かってる。そこを確定するという意味での勾留も申し訳ないけど検事のときやってましたので、そういうのはあります。記録見てこれは明らかに駄目だな、でも嫌疑はあるなっていうときには勾留をつけるというのもあるでしょうから。事件のレベルって千差万別なんで、多分そういう裁判官が一人いたから公式見解にはならないと思いますよ。

確かにすごい頑張っておられる先生で、加害路線と違う路線で通勤させますと定期券まで買って定期券の

写しを疎明に出したりとか、誓約書とか会社の上司の上申書とかあらゆるものを出してやって取ってる先生もいます。で、否認だと保釈段階でそれやってやっと通るという事件もありますんで。さまざまなレベルでのせめぎ合いがありますんで、安易には考えられないと私の意見は思いますね。出るだろうと思ったらいかない、もう全然駄目っていうのもありますんで、がっかりしてしまうことはよくあります。あんまり痴漢で紛糾した事件やったことありませんので、ちょっとした経験ですけどそんな感じでございます。以上です。

◆長沼

ありがとうございます。ぜひ今日は弁護人のお立場、元検察官の立場、双方のお立場がおありなので、意見を聞いていただければと思います。

安田弁護士、西武新宿線第２事件のＡさんは、勾留が続いて起訴された後も身体拘束が続いて５カ月、法定の条例で罰則が上限が６月となってるところを５カ月。もう実質罰を受けてるという状況。それは保釈という手続きをしても却下され続けてきたという状況があるかと思いますが、その件について、検察官、担当の検察官にこんなことを言いたいということがあればぜひ言っていただければと思います。

◆安田

特に痴漢なんかのとか性犯罪はそうなんですが、被害者に対する圧力をかけるということが非常に心配されてるだろうと思いますし、それは適切なことだと思うんですね。だけれども、ほとんどもう証明が、証拠確保ですね、それができてるようなケースが多いので、さほど圧力をかけるとか、よほど暴力団みたいな人だったら別ですけれども、そうじゃない場合ではもうちょっとハードルを低く検察側が考えていただけるといいなとは思います。ただ、立場が立場ですから、やはりこういう保釈等に向けての検察官にも要望はしますけれども、やはり重要なのは裁判官ですよね、なんといっても。だからそういう意味では、そんなこと言ったっておまえ、検察官の立場からしたら、被害者に圧力かけたらどうするんですかとかいうような心配はどうしても拭いきれないので、やはりその辺のことを十分に配慮した検察官になってもらいたいという要望はございます。そんなところですね。

◆長沼

ありがとうございます。では工藤弁護士に、元検察官っていう立場から、争いのある事件が公判請求され、弁護人から保釈請求が出た。で、まだ被害者の尋問がされる前という段階。保釈に対する検察官の意見を裁判所に提出するお立場になると思いますけれども、どんな気持ちで担当された事件で、裁判所に対する保釈の意見を書かれていたかコメントいただければと思います。

◆工藤

大阪地検以降は認めてる事件は全部しかるべくと書く。大阪行ったときに三井環さんの事件を副部長がやっていて、忙しいところに請求決済持っていったら、忙しいからそんなもの持ってくるなやということで、それ以来持ってこずに大阪では自由にやってたんですよ。名古屋は刑事部と支部だったんで、もうそこで終わってるんですけど、東京、埼玉っていうのは部制庁なので、刑事部で起訴して引き継ぐのは公判部なんですよね。だから公判部の検事がどう考えるかそこで結構大きく変わってきます。例えば私が関与した事件でビットコインの取引所が破綻した後にやったマウントゴックスっていう会社の代表者が起訴された事件は、資料が膨大で双方がデータすり合わせしなければ裁判、一歩も前に進まないっていう事件だったんで。担当者が同期だったっていうのもあるんだけど、一発で保釈許可になって、お互いすり合わせでやりましたけど、そういう事件もあるし。あとは保釈自体は認められないけど、速やかに証人尋問やって無罪という事件もありますんで、いろんな展開はあると思いますよ。今の時代ですとある程度の担保取れば、こういう痴漢的なものに対しては取りあえず保釈っていうのもあり得るんじゃないかと。科刑を越える勾留というのはたまに見受けられるんですけど、たいがいもう裁判所からも言われてくる場合はありましたね。脅迫とかで１年も勾留しているともういいじゃないですかと言う裁判官は確かにいた記憶があります。ですのでそういう現状があるんだけど、検察官に言いたいとか聞きたいとかっていうよりも、システムとして、あるいは裁判例とかそういう制度としてやっぱり作っていかないと。逆にくそ真面目な検事ほど頑張ってずっと引きずる人いるんですよね。真面目な人ほど。もうちょっと隙間のある人というか遊びのある人は大様に考えるられるのに、真面目に意見を書いてきて最後まで頑張る人というのは融通利かない人ですよね。そんな人に当たったらもうちょっとおしまいなんですけど。だから人に求めるんじゃなくて制度とかやっぱりシステム作らないとなかなか改善しないなと私は思います。

◆長沼

ありがとうございます。では次のテーマ、黙秘助言についてディスカッションをしていけたらと思います。

西武新宿線第2事件で逮捕されたAさんは、警察署、検察庁で取り調べを受け、取り調べに応じて供述調書も作成したと前半のパートで安田弁護士、紹介されました。会場にいらっしゃる皆さまに自己負罪拒否特権という憲法で規定された権利があることをご紹介させていただきたいと思います。憲法38条1項では、何人も自己に不利益な供述を強要されない、と規定されています。これは被疑者、被告人の方に対して不利益な供述を避けた場合、処罰その他法律上の不利益を与えることを禁止する意味でして、アメリカ合衆国憲法修正5条の、自己負罪拒否の特権に由来してる権利とされています。さらに刑事手続きを規定する刑事訴訟法の198条2項では、前項の取り調べに際しては、被疑者に際し、あらかじめ自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならないと規定されています。この点、捜査ということのため、逃げたり証拠を隠滅したりしないために逮捕、勾留という手続きが行われてる次第ですけれども、真実発見という要請、一方でえん罪防止の観点、袴田さんが今、再審開始という情勢ですけど、袴田さんのように虚偽自白を迫られることも取り調べの中で行われてえん罪防止の観点からは、立証責任からの解放っていう観点から、黙秘ということをきちっと権利として守っていくとそういうスタンス、この二つの立場が双方あると思われます。

まず弁護人の立場から、安田弁護士、黙秘助言というこの状況に対してあるべき姿に対してご意見いただけますでしょうか。

◆安田

黙秘権っていうのはかなり一般の方にも浸透してきてはいるだろうと思いますが、実は黙秘権を実行する、例えば完全黙秘のことを完黙、完黙なんていいますね。昔でいうと過激派の連中がよく使ったりして。そういう完黙なんていうのを助言して進めるかどうかっていうのは実は簡単ではない。みんな取り調べのほうに立ち向かった場合に、簡単になんにもしゃべらずにじっと黙ってるなんてこと、簡単に普通の人ができるわけがないと私は思ってるんですね。そうするとそういう心理的な状況からすると、実はあなたがやってないんならやってないってことを全部きちんと堂々と話したらどうだというような言い方をします。

例えばAさんのケースであれば、コートが引っ掛かったとか挟まれたとかそういうようなことを堂々と、おまえは事実を話してるんだから記憶通りに言えと。そっちのほうがいいんじゃないのというようなことはあります。ですから、いわゆる一つの弁解になりますけれども、そういうものもきちんと供述調書に取らせる。それで被疑者は否認してるというようなことをしっかりさせる。積極否認ですよね。積極的な事実、アンチテーゼとしての事実を言わせてそれを供述させる。それで一貫させる。私はそのほうがいいんじゃないかと思ってます。だからよくアメリカの映画にあったり、昔の過激派たちがやったり、林真須美もやってた完黙なんていうのは、あんまり人間の心理としてどうだろうと。特に素人で慣れない人がそんなことは簡単にできないんじゃないかと。ただ、黙秘権があるということを知らしめる必要はございます。だから有利不利を問わず、あなたに、全て証拠になっちゃうよと、しゃべったことが、ということはきちっと理解させなきゃいけませんからね。そんなことをずっと考えてます。

◆長沼

工藤弁護士、元検察官のお立場からこの問題についてご意見いただけますでしょうか。

◆工藤

黙秘権を侵害する意図は全くないんですけど、ただ、日本の法律では198条2項に、被疑者は逮捕または勾留されている場合を除いては出頭を拒み、または出頭後いつでも退去することができるって書いてあるんで。これを裏返すと、逮捕または勾留されている場合は出頭しなきゃなんないというのが、取調べ受忍義務っていうのをこの国では認めているんですよ。だから目の前に連れてくるところまでは国家権力の力としてできると。目の前で黙秘するのは勝手ですよというスタンスではあります。聞くことは自由だよねっていうことでやってはきていまして。今ちまたいろいろ騒がれている黙秘権侵害ではないかっていう公判で有罪になった弁護士さんの事件なんかもありますけど、私の経験から言うと、例えば直線道路の中央分離帯に車がなんの理由もなく衝突して、荷台に覚醒剤が積んであって、ろれつの回らない本人が全然事件の説明できなくて、採尿したら覚醒剤が体から出てきたっていう人から翌日、どうしてぶつかったのか、あの覚醒剤は君のものではないのかと聞くことはいいのかなとは思いますけどね。

あと黙秘助言ということで私、弁護士の立場から、検事の経験から言いますと、犯人か否かで犯人ではないと言ってる人が、それを説明する必要はないと思いますよね。他人のやったことを自分のせいにされてるだけですから、違いますと言って下向けばいいと思います。

例えば強姦罪とか痴漢もありますけど、相手方のある事件で、相手方が説明しているのにそれに完全黙秘してしまうと、相手方の言ったことしか証拠に残らな

いので。しょっちゅうでもない、たまに後輩と会うんだけども、黙秘されると起訴せざるを得ないよねという形になります。私は不利な供述の揚げ足取りというのは警察がよくやるんで、署名指印は拒否させるけどお話していいよという話はします。安田先生もおっしゃられましたが、完全黙秘はかなり難しい。まさに過激派の人のやることと言ったらちょっとまた怒られるかもしれないんですけど、そこまで根性入ってないとできないです。で、過激派の人は氏名から黙秘ですから。その過激派に割り当てられる検事は、過激派の人から名前言わせたら勝ちとかそういうレベルで、二十日間朝から晩まで。ちょっとまともな世界じゃないんですけどそういうことをやっています。だから最後は過激派の人の前で、今日はカブトムシの飼育についてお話しますと言って、少しでもいいから口開かせようと。あるいは本当に改心させた、改心が思想信条の侵害になるのかもしんないけど、きちんと正業について故郷（くに）に帰るって言わせたとかそういう話はあります。ただ、どこまでが侵害になるのかっていうのは、ちょっと私のほうではそんなひどいことはしたことはないので分からないです。

あと、黙秘助言については今話したとおり、言質取られないから全部黙秘だよねということで、合理的に説明できない状況証拠を説明しないというのは、基本的には有罪まっしぐらですよね。あとは裁判を誤らせる。和姦だからいいんだという主張があるんだったら和姦と言ったほうがいいですよね。その場に存在していて被害者が姦淫されたというんであれば、強姦か和姦しかないんだから、そこやっぱ説明すべきじゃないかなというのが私の考えです。以上です。

◆長沼

ありがとうございます。今日は前半のパートで西武新宿線第２事件のご紹介をいただきましたので、その当番弁護士として安田弁護士は、虚偽の内容を供述録取書に作成されないよう署名押印、今、指印ですね、指で押す指印を拒否するようにというふうなアドバイスはされたという報告はあったかと思いますけれども。

黙秘の助言という観点で、安田弁護士、ご意見いかがでしょう。

◆安田

本人は最初から強い意志で否認してましたし、私ももう２回目ぐらい行ったときから、こいつは本当のことを言ってるなということでＡさんを激励しながら進めたわけですが。そのときに、捜査機関側のいろんな誘導とかそういうのがあるから、そこでちょろっと言っちゃったら終わりだよみたいなとこも、先ほど説明しましたように言いました。一応さっき言ったように、黙秘権っていうのがあるっていうことは理解させたんですけれども、大事なのは署名捺印。そういうものを署名、指印ですかね、指印をして供述調書を取ったら、これでいいなみたいな感じで特に警察なんかはそれは要求してくるから、それで納得できなければ絶対署名しない、指印をしちゃ駄目だということは盛んに強調しました。で、私の言ってること書いてないじゃないかっていったら、書かせてくれと。書かせるように言ってくれと、警察に。否認調書でもですよ。そういうようなことも指導はしました。

先ほど言ったように完全黙秘みたいなことは、どだい無理なので、その当日どういうことがあったかをきちんと話せばいいと。それで黙ってる必要はないと。犯人は俺じゃねえと。このときにはこういうことがあったんだと。それから隣にこういう人がいたとか、そういうようなことをどんどん話したがいいよと。それであなたの記憶通りの供述を大体調書に警察官や検察官がしてくれたら、それで納得できたら署名捺印していい。だけどそうじゃない限りは絶対署名しちゃ駄目だよというようなことはもうずっと言い続けてましたね。で、今日は調書を取ったとのかとかそういうようなことも確認しました。どういう内容だったとか思い出させて、それをノートを差し入れてメモしとけとかそういうようなこともさせましたね。そんなところです。

◆長沼

ありがとうございます。工藤弁護士に伺いたいと思います。西武新宿線第２事件で黙秘をＡさんがしているというスタンスであったらを想定してコメントいただければと思います。

◆工藤

検事の立場でですか。

◆長沼

はい

◆工藤

Ａさん、これって後ろ向いてたんですか、結局、はさまれたってことは。これ、岡目八目だからあれですけど、むしろ検事がまともであれば聞くと思いますよ。先生の功績は偉大だと思うんですけど、時としてとんでもないことが起きるんですよね。もっと難しい事件で考えに考えあぐねて起訴したっていうんなら分かるんですけど、もう寄りかかっちゃった起訴されちゃう

んですよね。そうすっとこんな検事に何言ったってもう無理なんで、もう戦の準備して待つしかないと。私なら準抗告するし、勾留理由開示もやるし。それでなんなら弁護人面前供述調書を作っちゃうとか、こっちで。もちろん署名指印拒否で供述させる方針に私、全然賛成なんですけど。被疑者ノートですか、あれもいいでしょうし。署名指印させて宅下げにするとか。署名指印証明しろよって言ったら嫌がらせ受けますけど、そういうかたちではちゃんとやるんじゃないですかね。だから検事に対しては意見書というのは結構弁護士さんから来るんですけど、例えば強盗致傷で送致されて、見るとこれ恐喝と傷害だな。ちょっと酔っ払いの人が肩がぶつかってその後けんかになって、最後、首痛えからカネくれって、これ恐喝だなと思っているんだけど。弁護士からもう居丈高に、これは強盗致傷じゃなくて恐喝と傷害であると書いてくると、俺もそう思うんだけどなと思いながら一応読むんですけど。意見書もやっぱり効果的な場合があるんで、やっぱ検事さんにはきちんと働きかけるという面では必要だと思いますね。そういうことをやっておけば普通は回らないで終わるんでしょうけど。やはり万に一つの事件っていうのが起きるんで、世の中何が起きるか分からないということであっては万全の策を練るべきだと思います。

◆長沼

ありがとうございます。会場にお越しいただいてる皆さんにも、その黙秘権があるということ、弁護士からの検察官に対する働きかけの重要性もご確認いただければと思う次第です。

私もよく逮捕をされてない方の刑事事件の依頼を受けたときに、弁護士さんって取り調べに同席してくれないんですかってことを言われることがままあります。西武新宿線第２事件Ａさんも、弁護士が選任されていた状況ですけれども、警察、検察庁で取り調べを受けたときというのは、その取調室という密室な状況で１人で立ち会うという状況になります。弁護士が同席するということ。これは取り調べの可視化、取り調べに弁護人が立ち会ったり取り調べの状況を全て録画すること。これを日本弁護士連合会は法律で定めるよう求めてきた歴史があります。

取り調べの可視化の申し出というこの問題を少しテーマに議論していけたらと思います。

安田弁護士、簡潔にこの取り調べの可視化、立ち会いであるとか取り調べ状況の録音、録画を求めていく歴史を簡単にご説明いただければと思います。

◆安田

日本では取り調べの可視化はもちろん議論はされてきたわけですけれども、まず立法が難しいだろうと。私自身は個人的にはそう思ってました。なぜならば、やっぱり本当にやってる犯人のほうが多いわけですね、被告人被疑者のほうが。そのときにやっぱり取り調べによって初めて、変な言い方ですけど、取り調べする側の検察官とないしは警察と被疑者、被告人との間の一種の信頼関係みたいなものができるとよく聞きます。それは心理学的にも証明されているわけで、私はそれ自体が駄目だとか取り調べ自体がやっちゃ駄目だとか、そうしたらじゃあ補強証拠だけで全部立証できるのかっていったらそんな甘いもんじゃない。しかも自白が証拠の女王で全てを物語るわけですね。犯罪の摘発っていうことも実際には重要な市民的要請でもあるわけだから、そこをあまりにも不可能にするようなことは難しいというようなのもございますので、可視化といってもかなり限定されるだろうと。しかしながらどんどんやっぱり世界の趨勢もあります。諸外国でそういうのが導入されたりすると、取り調べの、一緒に同席しながら取り調べするのじゃなくても事前の接見、それから事後の接見、そういうようなことをやらせながら可視化するというか透明性を確実にしていくというようなことはこれからも、今もそうですけれどもいって、ある程度立法化される可能性もあるとは思います。ただ、そうやってやればなんでも絶対大丈夫だみたいなことにはならない。一方で、捜査自体が非常にまず不可能にしてしまうような捜査制度といいましょうか、取り調べ制度を作ってしまってもいけないので、そこはなかなか市民的な国民的な議論がまだまだ必要だとは実は思ってるんですね。ただ、弁護士会が今までやってきたことっていうのは、非常に密室での自白の強制、強要。そういうのが免田さん事件含めても袴田さんの事件を含めても全部そうだったんで、歴史の反省からそれを強調するのはいいんですけど、現実に取り調べ側になった場合にそれがどういうふうになっていくのか慎重に吟味しなきゃいけないと僕は思ってます。ちょっと弁護士会の意見とは違いますけれどもそういう気はします。以上です。

◆長沼

ありがとうございます。

西武新宿線第２事件で、当番弁護士から取り調べの立ち会いの申し入れであったり録音録画の申し出されたら、工藤弁護士、元検察官の立場からとなりますが、現状としてはどうでしょうか。

◆工藤

当然ノーですよね。お伺いしたいんですけど、（弁護人が）取り調べに立ち会えたら被疑者を取り調べにさらしていいのかという反問があったんですけど。現状、取調室に弁護人まで立ち入らせないで、警察に弁護士がついて行って被疑者を取調室に入れて、何か疑問点があったら任意だから出てきて弁護士に聞いてちょうだいという弁護士がいて、私も実はそのサービスやってたんだけども。じゃあそれ有料で警察に協力して、密室に入れて取り調べにさらすことを容認するのかって話になって、はたと考えたんですよ。可視化と取り調べ立ち会いっていうのが、現に横にサイドバイサイドでいてやる以外の方法であって、今の状況では警察の小間使いになっちゃってるような感じすんだよね。あんまり、やるならもっとしっかりやったほうがいいなという理論武装したほうがいいなっていうのがあります。可視化とかこういう制度に対する応対は検察庁なりでもう統一してやってますんで、絶対フロントでは動きません。やって新聞に書かれたら丸1日高検に呼ばれて怒られます。私は怒られたことありますけど。独断専行するとみんなからつぶされますので。組織とはそういうもんです。

◆長沼

ここで会場の皆さまに名古屋の裁判所の裁判例を紹介させていただきたいと思います。判決の内容は、取り調べにおける弁護人立会権が認められるかについては、憲法上の解釈も含めて見解の対立があり、刑事捜査実務上は従前から現時点においても弁護人立会権を認めない運用が継続されており、最高裁判所による明確な判断も示されていないことからすれば、現時点においては、身柄拘束を受けていない被疑者が取り調べについて弁護人の同席を求めることは当然の権利であり、捜査機関はこれに応じる必要があるとの解釈が確立してるとまではいえないと。2年前の令和3年1月28日の判決があります。これは逮捕されてない方の取り調べの立ち会いを求めた事例ということでありますが、控訴審もこの判決内容が維持され、現在、最高裁で審理中という状況であります（*2023年1月18日に上告棄却の情報を後ほど得ました）。

こちらの判決に対して、安田弁護士、弁護人の立場からご意見いただけますでしょうか。

◆安田

現在の裁判所の立場からしたら、これは普通想定される見解だなというように思いますし、おそらく最高裁でもそうなるんではないかなと思います。ただ、これを先ほど申しましたように立法化するということになりますと、非常にいろいろ慎重に吟味しないと。今、工藤先生もおっしゃいましたけれども、簡単ではない。みんな可視化、可視化っていう抽象的な概念で言ってますけど現実にどうやって取り調べに対してどういう対応があるのか。もうかなりのいろんなアイデアが出ると思うんですね。そういうことを実施するにしてもそれをきちんといろんな分野が審議しなくては駄目だという気がいたします。ですから判例自体については、この判決の結論自体については私は穏当ではないかなと思ってます。

◆長沼

弁護士会としてもこの最高裁の判断も動向を見守ってまいりたいというふうに思います。で、今日は前半、後半のパートに分かれてシンポジウムを実施してる次第ですけれども、前半のパートで会場から質問をいただいておりますので、せっかくの機会ですので質問を伺ってまいれたらと思います。全ての質問に取り上げることは時間の関係からできませんので、そこはご了承いただければと思います。

まず、こういったご意見いただきました。埼玉県の逮捕段階の当番弁護士要請率46位に驚き、あぜんとしました。東京の安田弁護士は、逮捕されたAさんからどういう形で連絡が入り、初回接見ができたのでしょうか。戸塚署では当番弁護士制度についてAさんに説明、教示があったからでしょうか、ということでご質問をいただいてます。お願いいたします。

◆安田

弁護士会の当番弁護士の担当の係の事務局からこういう人の事件ですと配点がされ、できるだけその日の早いうちに警察署に接見に行かなきゃいけないというのが、われわれも当番弁護ができてまだそんなに年月がたってませんので、それを使命にしていました。他に刑事弁護やってる先輩やなんかから聞いてもそれはまずすぐ行かなきゃいけないみたいなことだったので、もう当番弁護士になることが分かったらそういうスタンバイはしてて。夕方だったんだけど、ほとんど一番早めに行ったっていうことだったのかなと思いますね。その後は、認める人もいれば否認してる人もいるけれども、Aさんは、まさに切実な思いで、態度で私に被疑者が接してきてたから、この人はやってないなと。これは自白事件と違うなということなんで、罪自体は重くなくてもこれから連日面会しなきゃ駄目だという覚悟は決めました。

◆長沼

安田弁護士、Aさんが当番弁護士制度をそもそも

知ってたんでしょうか。それとも留置だったり警察官に教えてもらった。

◆安田

教えてもらったと思いますね、確か。

◆長沼

そういう警察官も中にはいるという、そういう警察官が増えていただければと思う次第です。

次の質問に移らせていただきます。勾留中に認めるように強要されることについて、先生方の体感で構いませんが、どれくらいの割合で無実なのにうそを自白をしてしまう被疑者がいるのか。自白の供述調書がどの程度起訴時や公判時に証拠能力を持つのか。こういったご質問が出てます。工藤弁護士、お答えいただけますでしょうか。

◆工藤

神様と本人しか分かんないんですよね。だから自分で言わせておいて違うな。何が違うんですかね。犯人じゃないのに犯人だっていう人がいた場合ですか。それはいっぱいいますよ。カチコミ事件で拳銃の弾持ってくるヤクザ。明らかに違いますよね。起訴できないです。どうひっくり返されても終わりだし。あと覚醒剤でもさっき言った大量のものを持ってますけど、裏付けがなくて売人じゃないのに持ってる場合は何か違った理由もあるなっていうので、話しているのも実はあるんですよ。

取り調べ自体が強要であれば全部話してくださいってことで強要になると思いますよ。ただ、それで処分が決まっていて後でおかしかったっていう経験はさほどないですね。私の中では公判立会で無罪もらったのは3件。でも略式命令から正式裁判して1件だけ、インターネット接続があったかどうかで争われた事件はちょっと心に引っ掛かるものはある。それとあと交通事故で本当にその被告人が乗っていたかどうかっていう引っ掛かりがあるのが正直に言うと1件ありますね、埼玉で。だけどそれはお父さんが積極的に自白してましたからね。それを後からほじくり返すのはもう今となっては闇の中ですけど、ちょっと引っ掛かったのは何件かあります。以上です。

◆長沼

ありがとうございます。次の質問に移らせていただきたいと思います。これはコーディネーター、基調報告した私、長沼に宛ててですかね。1ご主人が逮捕されて、家族である奥さまが当番弁護士に相談をして国選弁護人になる場合と、2ご主人が逮捕されてそのまま国選弁護人として活動をしてくという場合で、1と2で逮捕後裁判に掛かる費用に違いがあるんですかという質問。

回答としては違いはないです。資力というのは預貯金50万円というのが一つの基準になっておりますけれども、50万円ない状況でも勾留前被疑者援助制度を弁護士会としては基金で用意してますので、家族の方が当番弁護士を要請して、引き続き国選弁護人として弁護をする必要がある場合には、当番弁護士がそのままスライドして国選弁護人になりますので、ご家族の方は費用が掛からない形で弁護人を依頼することができます。

ですから、家族が逮捕されたらすぐ弁護士を依頼したほうが絶対いいですし、弁護士の知り合いがいないということであれば当番弁護士を呼んでいただきたいと思います。

今のご質問、弁護士会で作成している動画についてのご質問にもなってまいりますので、ここで当番弁護士広報動画を上映したいと思います。

◆動画上映

当番弁護士制度は初回面会無料。

夫が警察に連れて行かれた。なぜ？夫と話したい。

弁護士なら面会できますよ。

でも弁護士知らないしお金もない。

当番弁護士は初回面会無料です。資力がなくてもそのまま国選弁護人となって裁判まで無料で弁護できます。

どうやって頼むの？

逮捕された警察署の最寄りの弁護士会に電話してください。当番弁護士連絡先で検索。

すぐ電話しなきゃ。

◆長沼

広報動画を確認いただきました。安田弁護士、この当番弁護士の広報動画、コメントいただけますでしょうか。

◆安田

短いんで分かりやすくなってるなと思いますけれども。要はこういうPR動画を作ることや、大事なんだけど、やっぱり先ほどの周知徹底、これを他の機関に、つまり捜査機関ですね。そこに徹底させるということがやはりこれからもずっと継続してやってかなきゃいけない。そういうのは感じますね。それからもうありとあらゆる手を使って、もう警察と犯罪あった場合には弁護士と。で、それは無料でもうできる弁護士が日本には制度としてあるんだみたいなことをそれこそ常

識的に国民の一般常識になるように。やはり先ほど申しましたけれども小学生ぐらいからの教育、そういう初等教育から司法教育というか法教育、そういうものをしていくっていうことがわが国には完全に欠落してたんで。今、弁護士会やってますけれども、今後もやっていかなきゃいけないことだろうと改めて思いましたね。

◆長沼

ありがとうございます。そろそろこのパネルディスカッションの予定していた時間が迫ってまいりました。最後に、前半の基調報告、基調講演、そしてこの後半のパネルディスカッションを通じて、安田弁護士、工藤弁護士にそれぞれご感想をいただければと思います。まず工藤弁護士からご感想をいただけますか。

◆工藤

30年間一定の役割を果たしてきて、これから被疑者国選とどうリンクしていくのかというのと、逮捕からの48時間が結構大事で、積極的にやっぱ警察が調書を取っていますよね。特殊な特定分野においてはことに。それが真実なのかどうなのかは知りませんけど、そこになかなか介入するのは難しい部分はあるんだけども。安田先生がおっしゃったようにやっぱり根気よく周知徹底の方法と行使ですね。間違っても権利侵害がないようにするべきだとは思いますので、今後も応援していきたいと思います。

◆長沼

安田弁護士、いかがでしょうか。

◆安田

もう20年も前のことなので皆さんにそんな役に立つのかなと思いましたけれども、やはりそんな刑事の実態が特に大きな変動があるわけでもないわけですから。それともう一つは、裁判員裁判なんかも施行されてかなり刑事事件についての国民的な関心が高まってはいると思います。でもテレビの見過ぎもありますけれども、やはり対岸の火事視してる国民が圧倒的に多いですね。一歩間違ったら、なぜ私が痴漢の事件一生懸命やったかっていうと、明日は我が身なんですね。下手したら裁判官や検事だって被害者、被疑者になっちゃうんですね。そういう一般性といいましょうか、いうのがあるので、どうか明日は我が身と思って刑事事件なるものを関心を向けてもらいたいと。それがもう一番の願いでしたね。これからもそれは大事だと思います。

◆長沼

ありがとうございます。ご清聴いただきありがとうございました。会場の皆さま、パネラーの工藤弁護士、安田弁護士に拍手をお願いいたします。

◆司会

パネリストとコーディネーターの皆さま、ありがとうございました。会場の皆さまには当シンポジウムを通じて当番弁護士の役割、勾留阻止、黙秘の助言、取り調べの可視化の必要性について実感していただけたと思います。当シンポジウムを終了させていただくにあたり、埼玉弁護士会会員の刑事弁護の充実に関する特別検討委員会委員長の長沼弁護士より一言頂戴いたします。長沼弁護士、よろしくお願いいたします。

閉 会 の 挨 拶

刑事弁護の充実に関する検討特別委員会委員長
長沼正敏

◆長沼

埼玉弁護士会の弁護士の長沼です。本日はお休みの日にお越しいただきありがとうございます。全国一斉に当番弁護士制度が実施されて30周年ということで、埼玉でもこのシンポジウムを企画させていただいた次第です。当番弁護士制度という言葉を聞いたことがある方もいらっしゃれば、聞いたことないっていう方もいらっしゃるかと思います。この点、シンポジウムにお越しいただき、当番弁護士という制度を弁護士会が用意してるんだと。そして、もし自分であったり自分の大切な人が逮捕されたりしたとき、困る事態になっちゃうなと。知ってる弁護士がいれば依頼いただければと思うんですけれども、なかなか知り合いに弁護士がいないっていう方も多いと。であれば、当番弁護士を呼んでいただきたい。今日、日弁連の広報動画をご紹介させていただきました。動画の中でQRコードがくるところがあり、当番弁護士連絡先をクリックという形で検索を促す際に表示させていただきました。あちらの動画は私が日弁連で作成の担当を携わらせていただきまして、QRコードを読み込むと、日弁連の全国の各弁護士会の当番弁護士の連絡先が表示されるページに、検索するように、それが一番目に表示されるようになっております。ですので、全国各地で広報動画も広めていただければと思う次第です。

今日、会場にお越しいただいてる皆さまもぜひ、今日弁護士会主催でこのような市民集会が行われたよと。当番弁護士って制度があるんだよと知り合いの方に広めていただき、こういう当番弁護士のチラシがあってこういうQRコードがあるんだよということを広めていただいて、もし万が一困ったとき、弁護士会を頼っていただければと思います。そして安田弁護士が活躍された事件のように、われわれ弁護士が活動することで皆さまの疑いを晴らし、権利を擁護していく一助とさせていただければと思いますし、もちろん実際に事件してしまったっていう事件でも多々お困りになられること、法律的な問題あられると思います。われわれ弁護士会は皆さまの味方であり、その権利擁護のために尽力してまいります。引き続き弁護士会の取り組みをぜひ応援していただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

◆司会

長沼弁護士、ありがとうございました。これにて当番弁護士制度30周年シンポジウム、初回接見無料の当番弁護士って知っていますか、を終了させていただきます。今後のシンポジウムや市民集会のために、本日、アンケートの用紙も同封させていただいておりますので、そちらのアンケートにご協力いただけますと幸いです。会場出入口にアンケートの回収ボックスを用意させていただいておりますので、そちらのほうにアンケートのご提出をお願いいたします。皆さま、本日はお忙しい中ありがとうございました。

JFBA 日本弁護士連合会

家族が逮捕されたら…

「当番弁護士」を呼んでください！

３０秒動画で知る！「当番弁護士制度」

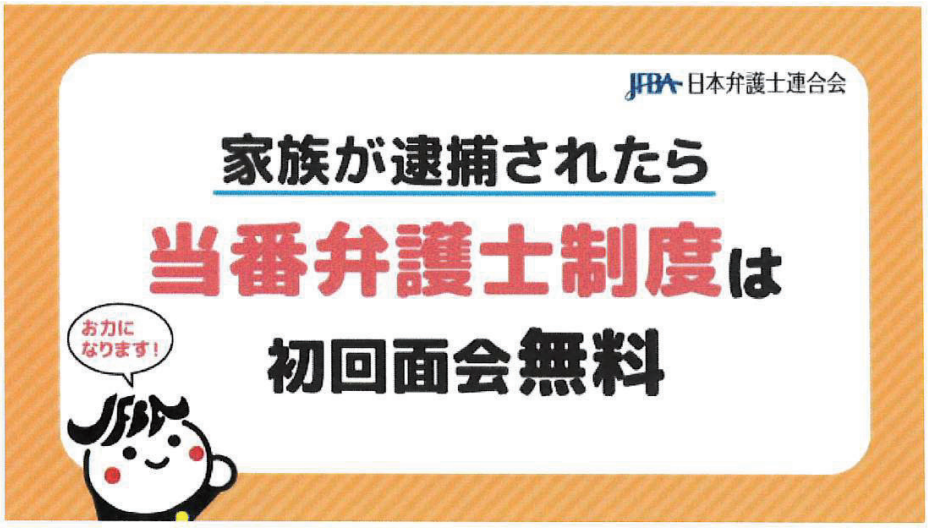

夫が急に逮捕されて困っている妻に対し、日弁連広報キャラクター「ジャフバ」が、「当番弁護士制度」の利用をアドバイスします。

ぜひ、動画でご覧ください！
SNS等でお知合いにもご紹介をお願いします。

逮捕されたら、まず当番弁護士を呼んでください。

逮捕された人は、**無料で１回、弁護士を呼んで相談**することができます。
これを当番弁護士制度といい、派遣される弁護士を「当番弁護士」といいます。
当番弁護士の派遣は、本人（年齢を問いません。）だけでなく、
家族でも依頼することができます。

◆当番弁護士を呼びたい！
→連絡先は、こちらに掲載しています

令和５年10月　発行

埼玉弁護士会